

## 平成30年第5回鮫川村議会定例会会議録目次

### 第1号（9月13日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
北 條 利 雄 君	8
宗 田 雅 之 君	26
関 根 政 雄 君	32
前 田 武 久 君	41
報告第4号の上程、説明、質疑	51
報告第5号の上程、説明、質疑	54
議案第60号の上程、説明、質疑、採決	54
議案第61号～議案第63号の上程、説明	56
議案第64号～議案第73号の上程、説明	57
監査報告	69
議案第74号～議案第83号の上程、説明	71
議案第84号の上程、説明	78
議員派遣について	79

散会の宣告	79
-------	----

## 第 2 号 (9月20日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	83
職務のため出席した者の職氏名	84
開議の宣告	85
議事日程の報告	85
議案第61号～議案第63号の質疑、討論、採決	85
議案第64号～議案第73号の質疑、討論、採決	86
議案第74号～議案第83号の質疑、討論、採決	88
議案第84号の質疑、討論、採決	91
議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について	91
議会政策提言検討特別委員会の閉会中の継続審査申し出について	92
日程の追加	92
議案第85号の上程、説明、採決	93
議案第86号の上程、説明、採決	94
諮問第1号の上程、説明、採決	95
閉会の宣告	96
署名議員	97

第 5 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成30年第5回鮫川村議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成30年9月13日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について  
報告内容の説明・審査結果報告・質疑
- 日程第 5 報告第 5号 専決処分の報告について  
(工事請負契約の変更(村道新宿古殿線山口工区舗装補修工事))  
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成30年度鮫川村一般会計補正予算(第3号))  
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 7 議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 8 議案第62号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由の説明
- 日程第10 議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告
- 日程第11 議案第65号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第12 議案第66号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第13 議案第67号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第14 議案第68号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第15 議案第69号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第16 議案第70号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告

日程第17 議案第71号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について  
提案理由の説明・審査結果報告

日程第18 議案第72号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第19 議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明・審査結果報告

日程第20 議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第21 議案第75号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第22 議案第76号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第23 議案第77号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第24 議案第78号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第25 議案第79号 平成30年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第26 議案第80号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第27 議案第81号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第28 議案第82号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

提案理由の説明

日程第29 議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第30 議案第84号 工事請負契約の変更について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）

提案理由の説明

日程第31 議案第85号 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番 遠藤 貴人 君

2番 堀川 照夫 君

3番 北條 利雄 君

5番 関根 英也 君

7番 前田 雅秀 君

8番 関根 政雄 君

9番 前田 武久 君

10番 宗田 雅之 君

11番 星 一彌 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	石 井 哲 君
住 民 福 祉 課	鏑 木 重 正 君	農 林 商 工 農 業 課 併 任 委 員 事 務 局 長	渡 邊 敬 君
地 域 整 備 課	鈴 木 守 弘 君	教 育 課 長	斉 藤 利 己 君
代 監 査 委 員 表 長	根 本 一 美 君	会 管 理 者 兼 計 納 室 長	鈴 木 節 子 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 長	古 舘 甚 子	書 記	矢 吹 かおり
-----------	---------	-----	---------

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） 改めておはようございます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第5回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長、代表監査委員に出席を求めました。

受理しました陳情・要望書は配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

村監査委員より例月出納検査結果、決算等審査結果の報告がありましたので、その写しを配付しております。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎村長挨拶



○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第5回の鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますこと厚く御礼を申し上げます。

先週の6日未明、今度は北海道で最大震度7の大地震が発生しました。4日午後に徳島県に上陸した台風21号が猛威を振るい、7月にも停滞前線が活発化した西日本豪雨により、多くの方が亡くなるとともに、甚大な被害をこうむりました。亡くなられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました多くの皆様にお見舞いを申し上げるところであります。

近年の災害の多発とすさまじさには、常日ごろからの備えの大事さについて改めて肝に銘じているところであります。

また、ことしの夏は日本列島が猛暑に襲われ、40度C超えの最高気温など、各地でこれまでの記録を更新する暑さでしたが、本村の最高気温は7月23日の34.6度で、また今夏の最低気温は8月24日の24.5度、最も高い気温で熱帯夜と言われる25度C超えはなく、それでも寝苦しい夜もありましたが、都市部に比べますと過ごしやすかったかと思えます。

これらの好天とともに本村においては大きな災害もなく、農作物は順調に生育をしております。水稻については収穫が相当早まるものと思われませんが、好天が続いた後の今後の天気が気になるところであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。報告案件が2件、条例議案が3議案、そして決算の認定案件が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案、平成30年度の補正予算が一般会計と9つの特別会計合わせまして10議案、工事の請負契約の議案が1議案、その他の議案1議案、合計25の議案であります。このほかに追加議案として人事案件3件の提出を予定しております。

平成29年度会計の決算につきましては、全会計が黒字決算となり、一般会計が繰越明許費繰越額控除後で1億4,523万5,758円、9つの特別会計で5,908万8,882円、合わせまして2億432万4,640円を次年度に繰り越すことができました。

この決算につきましては、去る8月23日、27日、28日、29日、30日の5日間、監査委員の決算審査を受けたところであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づく財政健全化を判断する比率につきましても審査をいただきました。後ほど代表監査委員からご報告がありますが、いずれの比率も国が定める早期健全化基準をクリアしている状況であります。

提案した議案につきましては、十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

7番 前田雅秀君 及び

8番 関根政雄君

を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る9月6日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。

本定例会の案件は、報告2件、村長提出議案28議案の合計30件であります。このほか陳情書3件及び要望書2件は、鮫川村議会運営基準130の規定により議員配付といたしました。

次に、一般質問ですが、4名から9件の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日9月13日から9月20日までの8日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い

い申し上げまして、報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日9月13日から9月20日までの8日間と決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

---

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。

私は、今般の定例会に3点の質問をいたします。

なお、質問に先立ちまして、北海道胆振東部地震を初め、日本列島を縦断する豪雨や自然災害で被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。被災地の皆様におかれましては、一日も早い復興と穏やかな日々が早く訪れることを心から願っております。

それでは、質問をいたします。

第1点は、廃棄物などの不法投棄防止についてであります。廃棄物には、私たちの日常生活に伴って排出されます一般廃棄物と事業活動に伴って生じる廃材や汚泥などの産業廃棄物がございます。

一般廃棄物につきましては、郡内4町村が運営する東白衛生組合の一定ルールにより、計画的に処理がなされているところであります。また、産業廃棄物については、排出した事業者が責任を持って処理するか、あるいはそれらの業者から委託を受けた処理業者が処理をすることになっております。

ところが近年、事業や解体工事で生じた建設廃材や土壌などを不法に投棄する事例などが見受けられています。私も数例の事案を、村民からの情報提供により現場に赴き、状況確認を行いながら通報をさせていただいております。現場は、日常村民の皆さんが余り利用しない農林道沿いなどであります。産業廃棄物の排出業者や処理業者がルールに従うことが面倒なためか、あるいは事業処理経費を節約するために安易に不法投棄しているのではないかとと思われる事案でございます。

不法投棄の問題は村民の生活環境が損なわれるばかりか、村民の廃棄物処理に対する不信感や不安感の増大につながるものと思われまます。まさに、産業廃棄物処理のイメージを悪くするものであります。

本村は村長が就任以来、ごみの不法投棄をなくすために各種事業を実施しながら、村民の意識高揚を図る努力が続けられております。その成果が着実にあらわれており、ご努力に感謝申し上げますところでございます。しかし、前段で述べた産業廃棄物の不法投棄と思われる事案があるのも事実であります。

そこで、村が把握する不法投棄などの事案に対する処理状況や防止対策についてお伺いをいたします。

1つは、産業廃棄物の不法投棄に関する村民からの情報受理件数と処理指導件数について。

2つ目は、県当局と連携した排出者の責任追及や原状回復などに取り組んでいる事例の有無についてです。

3つ目は、各機関の積極的かつ効果的な取り締まりなどを推進するパトロールの実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條利雄議員の廃棄物などの不法投棄防止についてのご質問にお答えを申し上げます。

産業廃棄物の不法投棄に関する村民からの通報受理件数と処理指導件数についてでございますが、平成29年度及び今年度の現時点までに、合計4件の不法投棄情報が県へ通報されております。その内訳は、既に撤去済みの自動車専用自動車用タイヤ不法投棄が2件、家庭用太陽熱の温水器が1件、原状回復に至っていない自動車用タイヤ及びヒューム管、コンクリートの基礎等を砕いたがら材の1件であります。

村では村民からの情報提供があった段階で現地調査を行うとともに、県へ通報し、現地調査で得た情報や内容を提供、共有し連携を図っております。また、必要に応じ不法投棄箇所の土地所有者及び耕作者等へ聞き取りし、意向などを確認しております。

次に、2番目の県当局と連携した排出者の責任追及、原状回復等に取り組んでいる事例の有無についてでございますが、不法投棄であることが判明した段階で村地域整備課、県南地方振興局を初めとする関係機関と緊密な連絡、連携を図るとともに、所有者及び耕作者に対し、従来の農地に早期に原状回復するよう指導しておりますが、再利用のための一時保管であるなどという理由から、なかなか原状回復に向けた撤去が進まない状況でもあります。引き続き関係機関と連携・協力し、原状回復に向けて粘り強く指導してまいりたいと考えております。

次に、3番目の各機関の積極的かつ効果的な取り締まりを推進するパトロールの実施状況でございますが、不法投棄防止策につきましては、現在、村が委嘱している不法投棄監視員29名と福島県が委嘱している産業廃棄物不法投棄監視員1名により、村内の定期的なパトロールを実施し、不法投棄の防止及び投棄物の発見に従事しております。

また、不法投棄回収作業を村シルバー人材センターに委託し、不法投棄巡回車による巡回を行い、投棄物を未然に防止するとともに、巡回中に発見した廃棄物のうち回収可能な廃棄物をその場で回収し、東白クリーンセンターに持ち込み処理を行っております。

しかし、村内全てを行政において監視することは困難なことから、広報紙等により村民の不法投棄に関する意識の啓発・啓蒙を図り、村民総ぐるみで監視を行い、不法投棄防止に努めてまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いし、北條議員の質問の答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございます。29年以降4件の情報受理件数があったということでもありますけれども、実は私、ことし5月の連休なのでありますが、皆さん、ご存じだと思っておりますが、世界的には過激な環境グループだと言われるグリーンピース、これの日本支社と言われる、これはグリーンピースジャパンの福島県支部の会員らしいのですが、バイクにカメラをつけて、要するに震災後不法投棄が多い、処理すると言いながら不法に埋設したり、震災の被害に遭っていないようなところを目がけて不法投棄する件数が多いので、バイクで時間を見つけて歩いているんですよという話で、たまたま出会いました。

その方からお聞きしますと、震災廃棄物をやはりかなり高額なもので取引するらしいので

すね。例えば一般の鮫川ですと、鮫川みたいなところに持ってきてやるとダンプ1台、物にもよりますけれども50万とか、100万とかと高額なお金をいただくそうなんです。そういうことも含めて、特に福島県内のところをパトロールしながらやっているんですよ。皆さんは過激な環境団体ですなんてお話も私はしたんですが、過激じゃないと。やはりパトロールして、自治体に最初に通報したり地域の人に通報しながら、きちんと適切な事後処理を行うように私たちはお願いしているんですよ。そういうお願い状況は、また後で確認しますということで、7月にその方がまたおいでになりまして、どういう状況ですかという話だったんですが、村のほうに通報しておりますという話で済ましておったんですが。

そのように福島県の震災以降、放射能を含めた廃棄物が大量に出ております。特に、処理については県内でも不法投棄によって業者が摘発されたりしております。本当に放射能を含む産廃なのでとてもひどい話なのでありますけれども。

そういうことも含めて、やはり鮫川の場合は人口減少、それから高齢化して、なかなか農林道を歩くというか、人通りが少ないのでありますが、私も指摘された現地を確認しましたところ、まさに先ほど村長が言ったとおり、資材置き場だとか、資材だとかという話がありますけれども、やはり車のタイヤなどを交えた泥だらけのやつを山積みにしていくことが資材かという話になるわけですね。

そこで、やはりこれは、ほとんどが多分そういう場所というのは、村民の方が、そして村内の業者が出しているんじゃないかと、事業者が村外からの事業活動によって出た産業廃棄物を村内に持ち込むというケースなんだと思うんです。やはり、これは当然業者は県知事の許可を受けて事業を展開しているわけですし、事業運営を行うだけの手数料、産廃処理、物にもよりますけれども、お金をかけて処理しなければならないという事情があります。それを安くするような話なんだと思うんですが、やはりここは避けなければならないし、これからきちんと指導もしなければならないだろうと思います。

たまたま私は、あと建設業者、郡内の大きい建設業者に赴きまして、ちょっとお話聞いたんですが、私の会社は産業廃棄物が出るものについては、もう従業員に毎月徹底して指導しているそうです。これは資材と言葉上は資材置き場だと言ってもだめだよと。資材置き場みたいにきちんと管理しなさいという話でやっていますよと。そういうこと自体がやはりおかしいという話がありました。

私、現場を見たんだけど、本当に先ほど村長が言ったとおり、現場の状況というのはひどいですね。たまたまある例を出しますと、林道沿いに捨てるわけですね、そういうもの

を。そうすると、今度は土側溝、林道沿いですから土側溝がつくられています。それをダン  
プで行き来しますので側溝が埋まります。そうすると、村に林道の管理はどうなっているん  
だと村に文句を言うのです。これ全く間違いで、自分がそういうのを持ち込んで処理してお  
きながら、側溝が壊れたから村に直せというような話というのはあべこべなんですね。こう  
いう方もいらっしゃいます。それと、やはり誰が持ち込んだかというのは、村民の人ってわ  
かるんですね。だけれども、隣接する誰々さんなんだという話になるとトラブルが起きると。  
そういうことで、なかなか文句を言ったり、処理しろという話ができないと、トラブルの原  
因になっちゃうという部分でかなり悩んでいる方もいらっしゃいます。

そこで、これから村の指導としては、やはりいろんな業者さんと入札もやりますし、そう  
いう場面で、村長も当然その入札の場面で業者さんにご挨拶するわけですが、やはりこの事  
業ごみ、いろんな入札というか、事業を推進する中で出るごみの産業廃棄物、当たり前  
のことなんですが、改めてそういう場面を設けて、ぜひ業者さんのほうにそういうご指導とい  
うか、ご協力も改めて確認していただきたいと思うんですが、村長に再答弁をお願いいたしま  
す。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、業者の指導ですが、業者さんには常に解体作業、あるいは工事  
によって出た産業廃棄物につきましては、その産廃処理費用まで差し上げているわけです  
から、その辺は徹底して履行するようにお話をさせていただきますし、鮫川の業者は、私は今  
までは再利用できるような資材は仮置きするにしても、そういった廃棄物になるものは、そ  
ういった費用の中で処理しているのではないかと考えておりますし、今後そのようなことが  
あったときには、そういった予算化もしているわけですから、処置をするように指導させて  
いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 産業廃棄物、リサイクルできるものというのは当然あるわけで、それ  
から産業廃棄物の物によって持ち込む値段も違うんですね。そういうことで、有害物が含ま  
れているものは、その処理料が高くなったりというのがありますが、やはりきちんと手続  
に沿って処理されるということが続けていただきたいなと思います。

一般廃棄物につきましては、東白衛生組合に村民の排出ごみを持ち込んでおりますけれど  
も、間もなく東白衛生組合の最終処分場が完了するというので、あと何十年、二、三十年  
はその廃棄物を利用すると、郡内4町村の廃棄物が処理されるということの予定であります

けれども、これらも含めて今まで村長が最初から、就任当時から行ってきたごみの不法投棄、一般ごみも含めて、そこは今後もさらに徹底してほしいと思いますが、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員お話のとおり、鮫川村は本当に中山間地の地区であります。こういったところにごみがあっては農村景観、里山景観も台なしであります。この辺気をつけて、都会の人たちが鮫川村を訪れたときには、ごみ、あるいは道路上もそうです。空き缶とかペットボトルも全くない、本当に心が洗われるようなきれいな村だなと、しっかり里山景観維持されているなど、田んぼや畑が整然と耕作されているなど、そういうのが私は都市で疲れている人たちの癒しの地区になると思います。鮫川村、皆さんでそういった地区を目指しながら、そういった安心・安全なきれいな土地で生産される農産物がとても健康にもいいんだよと、美容にもいいんだよと、そういったことで農業振興を図りながら、皆さんと明るい農村地域をつくってまいりたいと思いますので、さらなるきれいな村づくり運動には力を入れていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長が今後もいろんな機会を通じてご指導をするということだとすれば、行政に対して期待を私たちがするだけじゃなくて、私自身、議員も含めてなんですが、やはりみずから生活する中で、この村内にはそういう一般ごみ、産業廃棄物のごみも含めて、出さないというのは当たり前のことですが、やはり一人一人の意識の高さが示されるんじゃないかと思うんです。鮫川を訪れる人は、鮫川の道路を歩いていると、本当にごみ一つない、本当にすごいところだねと、人はいないけれどもごみもないと。そんなうれしいんだか、うれしくないんだかわからないんですが、そういう話、もしくは、とにかくきれいな村だよということで自慢ができます。今後ともご指導よろしくをお願いしたいと思います。

次に、第2点の質問をいたします。

第2点は、臨時、非常勤職員に関する会計年度任用職員の導入についてであります。

まさに本村では、自治体の非正規職員、臨時、非常勤が今公務の中心的担い手になっております。どこの市町村もそうなんですが、本村でも例外ではございません。自治法改正によりまして、2年後に会計年度任用職員が導入されることとなります。改正の内容は2つありますが、1つ目は特別職の任用と臨時的任用、それぞれの厳格化であります。

まず、特別職の任用については、通常の事務職員などであっても任用される場合がございます。



ます。その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規程などが課されない者が存在していると言われております。法律上の特別職の範囲を本来想定する専門的な知識・経験などに基づき、助言・調査などを行う者に厳格するものです。

次に、臨時的任用については、本来緊急の場合などに選考などの能力実証を行わず、職員を任用する例外的な制度であります。こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格するとしております。

そして、2つ目が一般職の非常勤職員の任用などに関する制度の明確化であります。

法律上、不明確であることから、新たに会計年度任用職員を新たに創設し、規定を設け採用方法や任期などを明確化することです。一方、法の改正内容は地方の非常勤職員については国と異なり、期末手当などが支給されませんでした。法改正により、適正に任用される会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定の整備をするという内容でございます。

非正規職員は一般事務はもとよりさまざまな分野の職種に広がっております。今や行政の重要な担い手となっております。このような現状で賃金格差の是正や適正な任用、勤務条件の確保は求められてしかるべきものであります。

今般の改正は、こうした状況を改善するために行われたものと認識しております。法改正の施行期日は平成32年4月1日ですが、本村の現在の状況や今後のスケジュール、財政負担などについてお伺いをいたします。

1つは、本村の非正規職員、臨時、非常勤に任用されている人数についてであります。

なお、職場、職種、それから出先等の関連施設を含んだ任用形態と任用人数を事前にご提示くださいというお願いをしておりましたが、事前に資料をご提示いただきました。ありがとうございました。

2つ目は、新たに創設される会計年度任用職員制度導入までのスケジュールであります。実態把握、それから任用適正化の検討、任用勤務条件の検討、条例化などについてであります。

3つ目は、予想される現在の人件費の財政負担の比較見通しについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

臨時、非常勤職員に関する会計年度職員の導入についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の会計年度任用職員制度の導入については、おただしのとおり地方公務員の臨時、非常勤職員は総数が、これは全国ベースとありますが、平成28年度4月現在で約64万人と増加しております。臨時、非常勤職員にかかわる制度上の課題が指摘される中、総務省において地方公務員の臨時、非常勤職員及び任期付職員の任用のあり方に関する研究会を設置し、これらの課題に対する報告書が取りまとめられました。

この報告書において、1つとして、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員について要件の厳格化を図ること。2つ目に、一般職非常勤職員の新たな仕組みを設けること。3つ目に、一般職非常勤職員について、報酬、費用弁償の支給から給与、手当を支給できる給与体系への移行を図ることの3点について、制度の改正を行うべき旨の提言がされております。

このような検討、経緯を置いて、国は平成29年3月、臨時、非常勤職について特別職の任用及び臨時的任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給与について規定を整備する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案を提出し、改正法が5月に成立をしました。

改正法は、一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用を含む規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員の移行を図るものであります。

あわせて会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするものであります。スケジュール的には改正法の施行日である平成32年4月1日に、各地方公共団体において会計年度任用職員制度を導入し、その募集活動を平成31年度末ごろからの場合に、想定されるスケジュールとして、平成30年度までに臨時、非常勤職員の実態を把握するとともに、臨時、非常勤職員の任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議を経て平成31年度には、これらの任用や勤務条件等を関係条例、規則等の整備をあわせて完了することが必要となります。

この条例に、そして規則の制定・改正について遅くとも平成31年の9月議会において提案をし、その成立を図る必要があります。その場合には想定されるスケジュールの例として、平成30年度にはこれらの任用や勤務条件を確定することが必要となります。これと並行して臨時、非常勤職員の実態を踏まえ、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保に向けた検討を行い、会計年度任用職員制度に移行するなど、臨時、非常勤職の再認定を行うこ

とが必要となります。

次に、予想される現在との財政負担の比較見通しであります。現在、嘱託員、臨時職員等については報酬、社会保険料、雇用保険等、賃金として支払われております。平成29年度実績でいいますと、総額で1億3,223万2,000円となっております。

今回の制度改正により、任用の区分が特別職非常勤職員以外で任用される職員について期末手当が支給されることになるため、現行の職員の給与に関する条例のとおり条例化された場合には、給料月額に対し6月において1.225、12月において1.325を乗じた手当が支給されることになるため、その部分については増額となる見込みであります。村では、議員ご承知のとおり嘱託職員には支給をしております。ですから、臨時職員分となりますと、約1,200万から300万の増額となる計算であります。

以上で、3番、北條議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 質問いたしましたとおり、臨時、非常勤職員、鮫川村にとってもなくてはならない皆さんでございます。特に、正職員は県の指導もありまして定数管理を厳しく、鮫川の場合は定数は多分85くらいか。それで正職員は実際75～6ですね。全部、定数満杯ではないですよ。そういう形で県の指導もあり、それから近隣市町村、全国の自治体のバランスも考えて基準がある程度設けられて、職員の採用をかなり抑えられてきたその反動といっは何ですが、臨時職員で行政を処理することをやってきたために、私に示された資料を見ても行政部分だけでもかなりの人数に上っております、40何%ですね、全体の。そこまでもう伸び切っちゃっていると。

これのほかに関連団体、例えば社会福祉協議会とか、そういうところも含めるとかなりの人数になる。村に準じるかどうかは別としてそれらも含めると、この臨時、非常勤職員は、この村の中でかなり雇用されております。これを会計年度任用職員に持ってくると、今村長が回答されたとおり1,200万円から300万円はふえるというのですが、かなりの負担になります。当然、条件もふえてくるでしょうし、これ以上に多分、今、予想されるのが1,200万円から300万円ですが、それ以上にふえるのではないかと私は予想しているのですが。これらも含めて、これから出先機関、先ほど言ったのは社会福祉協議会などを団体が違うからと思えるのですが、でもやはり関連団体だと私は思います。村の業務委託を受けて仕事をやっている社会福祉協議会ですから。そういうことも含めると、かなり事業団体は厳しいのかなど私は思うのですが、それも含めてこれから方針というか、どのような形で臨時、非常勤も含

めて整備というか、条件整備を進めていくのかというのは具体的にわかることを教えていただきたい。

それから、先ほど言った現在の正職員の定数をちょっと私忘れちゃったんだけど、定数と現在の正職員の人数をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村の定数は84名であります。今職員の数は70名で、70名のうち2名が病気等の理由で休んでおります。ですから、今68名体制で正職員は活動しているということであります。

まず、臨時職員の数ですが、これはご承知であります40名であります。こういったことで、村の職員の場合にはいろいろこれから検討しなければならない案件がありますが、年齢で今、役場職員は60歳が定年であります。定年後の再任用職員等も臨時職員ではあります。あと、一般の臨時職員もそうです。こういった皆さんの就業体系をもうちょっと精査する必要があるのではないかと考えております。あと、今ほどお話された社会福祉協議会のほうですが、これは村がこういった会計年度任用職員制度を採用すると当然、そちらも村に準じてということで雇用しております。こういったことに影響してくると思います。

ですが、今話したように60歳、あるいは65歳を超えた年齢はどうなのかということ再度皆さんと協議しながら、この制度の中で何とかそれほど負担にならない、あるいは一生懸命働いている人たちには、それなりのボーナスも差し上げる、そういった体系づくりを組んでまいりたいと思いますので、恐らく31年には皆さん方に相談をし、決めなければならない案件でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 正職員の定員管理は県も国もそうなんですけど、正職員の定員管理を厳しく本当に指導してきたんです。もうかなりの年数になると思うんですが、自治体はそれに従って毎年、定員管理に頭を悩ませながら業務を遂行してきたというのが事実であります。その反動として臨時、非常勤職員をふやしてきた、どこの自治体でもそうなんです。この臨時、非常勤職員の人たちを働いている人は待遇改善なり賃金、ボーナスがふえるということで、それはそれとしてうれしいことなのですが、やはりこれがもろに自治体が全部負担することになるわけですよ、これ大変なことなんです。鮫川は、今推計では1,200~300万円と言われてはいますが、関連、先ほど言った社会福祉協議会なども含めると、大変なやはり人件費が伸びるのは事実であります。

それから、正職員も定年退職が今60歳ですが65歳に、地方公務員も含めて65歳を定年退職にすると。国では、働ける人は働かせて70歳まで働けというようなことを今度は目指しているみたいですが、やはりそうした中で、この臨時、非常勤、再任用職員も含めてやはり大変な時代が訪れるのかなと私思っております。

定年退職65歳にするというのは、年金受給年齢が65歳からだから働かざるを得ない、食えない、だから、働くだということではありますが、やはりこういうことも踏まえて、当然お金が入ってこない、賃金が入ってこないとなれば大変な、年金も入ってこないとなれば、当然再任用することは当然でありますし、やはりそういう時代になってきているというのもわかることはわかるんですが、やはりこれらも含めて再任用職員、正職員から再任用職員、当然、何人かの方がそういう形で雇用されておりますけれども、これらも含めて会計年度任用職員に当てはまるのかどうかというのはどうなるのか、この辺がちょっとわからないんですが。当然、含まれるのでしょうか、ちょっともう一度お聞きします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 当然、臨時職員ですから含まれるわけなんですけど、この辺週20時間という制度もあります。この週20時間を使わない方法はないものか。定年退職して再雇用された人たちの中には65歳を過ぎた皆さんもおります。こういった皆さんは年金も受給できるわけですから、それほどお金に執着する必要はないのではないかという思いもあります。その辺、皆さんで検討しながら働く人も、そして使う側にもお互いにフィフティーフィフティーに幸せになるような雇用の契約がないかなという思いで、今職員と話し合いをしているところでもありますので、それもあわせてご審議を皆さんの力をかりながら、村の新しい会計年度再任用職員の待遇改善に努めてまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） スケジュール的には、来年の定例会までには議会に提示するという話ですが、この分析というのは現在当然されているんだと思うんですが、今雇用されている人たちの雇用形態を全て見直して、全てこの会計年度任用職員に当てはまるのかも含めて、全て今雇用されている人を割り振るとするか、そういうことになるのでしょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、一番先に手をつけなければならないのは、定年まで働いた人とそうでない人、これからやはり、一家の収入のある程度支えになっているパートの臨時職員

もおります。こういった人たちは、やはりこれで生活のある程度の部分をなしているわけですから、こういった改善がされた中でこの制度を上手に利用させて、皆さんに希望を持って働いてもらおうと。そうでないと言えば語弊がありますがけれども、定年十分、65歳以上までいった人たちは年金も入ります。こういった皆さんには少し時間のずれた勤務体系をしいたらどうだという考えもあります。その辺、改めて村も、そして働いている人の皆さんにもいい方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 臨時、非常勤職員、本当に行政の業務執行については本当にすばらしい担い手であります。当然、賃金の格差とか労働条件とかというのは働く人にとっては差があってはならないというのは、今までも思ってきたんですが当然だと思います。

この会計年度任用職員が導入されることによって村の負担はふえますけれども、やはり働く臨時、非常勤職員、さらに制度が変わっても会計年度任用職員になられても、やはり村にとって、この行政にとっての業務が働きやすくスムーズにいけるように、やはりこれからこの検討の中で当然検討されると言われていますけれども、きちんと整備されて、やはり皆さんに提示いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第3点目です。

地域振興と政策手段の見直しについてであります。

本村の重視すべき取り組みの一つとして地域振興が挙げられます。地域間格差や人口減少の問題を踏まえると、地域振興という課題を改めて考える必要があると思います。特に、振興のための政策手段や手法を見直すことが重要であると思っております。もはや財政出動だけ、規制緩和だけというものでは地域振興は難しいということもわかってきております。これからは、公共投資と民間の投資というものをいかにリンク、連携させていくかということを考えて、政策手段を開発・導入していかなければならないとされております。そういう官民連携型の地域振興というのが必要であると思っております。こうしたことを考えていかないと、地域の振興というのはなかなか現実のものにはならないのではないかと思います。

そこに向けての民間投資や民間活力をいかに地域で生み出していくかということに、いろんな政策手段を集中すべきだと考えております。本村の総合計画も含めた各種計画の手順、経過、過程に修正をかけ続けることも重要であると思っております。現実には、この修正というのはとても大変な事務作業であると思っておりますが、本村が地域振興のための政策手段、手法を見直すことができるかどうかをお伺ひいたします。

なお、私見を別様にて配付しておりますが、参考に見ていただければと思います。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の3つ目の質問、地域振興と政策手段の見直しについてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の本村の各種計画の手順、経過、過程に修正をかけ、地域振興のための政策手段、手法を見直すことができるかという点であります。本村ではこれまで行政部門全般にわたる施策等を包括的、総合的、横断的に捉える計画として振興計画を策定しております。この振興計画を村づくりの共通目標として、平成27年度において平成36年度までの10年間の計画期間とする村の第4次鮫川村振興計画を策定したところであります。

この計画では、これまでの第3次の振興計画で計画されました事務事業について点検・評価を実施し、報告するとともに公募委員を含めた計画策定委員会において検討を進め、計画を策定したところであります。

また、同時期に策定されました鮫川村総合戦略は、この第4次の鮫川村振興計画の理念のもとに、その実施計画としてこれを位置づけ整合性を図っていくこととし、具体的には振興計画の重点8項目を地方創生戦略が定めるまち・ひと・しごとの3つの分野に再編し、分野ごとに目標を定め、平成27年から平成31年までの5年間の計画期間として取り組んでいるものであります。

基本目標として将来の村の人口については、本戦略を通じて2040年の時点で3,100人程度の規模を維持することを目指すこととし、当面の今後5年間の事業展開においては、ふるさと回帰の推進、稼ぐ力の創出、暮らしやすくにぎわいのある村づくりの3つの基本目標に位置づけ、それぞれ数値目標を定めて取り組んでいるものであります。

これらの基本目標を実現するための主要施策として、1つとして、ふるさと回帰プロジェクト、2つ目に鮫川村地域おこし商社プロジェクト、3つ目に産業おこし特産品開発プロジェクトなど合わせて13のプロジェクトの設置、そしてそれぞれKPIを設定したところであります。

振興計画での基本計画や実施計画は、基本構想に比べて短い期間の設定であることから、社会情勢の変化や行財政上の変化に対し見通しがつきやすく、プロジェクト事業の業務を遂

行していく上で必要な予算、提言、組織の要求の根拠となるものであります。

今回、これらの個別計画について1つのプロジェクトを推進していくため、相当の職員数と労力、時間をかけなければ達成を見込めない状況にあることから、取り組み内容を精査し集約して推進することで、より効率的で効果の上がる取り組みを構築するという取り組みが行われ、手法の見直しが進められているところであります。

具体的には、現在作業途上ではありますが持続可能なものとするため、経営として成り立つ事業の選定を行い、民間の活力を最大限に発揮できる組織体制づくりを行い、もうかる仕事ともうからないがやらなければならない仕事のすみ分けを行い、村の財政に依存しない経営戦略の確立を目指すものであります。内容については事業内容が固まった段階でお示しする予定であります。

次に、民間投資等の活用に関する点であります。現在、地方自治体のPFI等の展開については、第1に、事業としての効率性、即効性、流行性と同時に、地域政策としての意義の確保をいかに行うか。第2に、高齢化が進む中で、財政制約が急速に進まざるを得ず、PFI事業の手法は新規投資の手段として位置づけがある以上、既存のインフラの維持更新の是非等にかかわる政策判断のプロセスが不可欠であること。第3に、これまで第三セクター等の取り組みの実態の中で課題とされてきた内容を十分に検証し、事業単位の官民の機能と責任の明確化が一段と必要となること。第4に、人的資源の不足で、これはPFI関係の人材の不足と自治体職員の専門知識を有する職員の不足等が課題として挙げられます。

このように政策手段の見直しは、状況により柔軟に進められてしかるべきであると考えているところであります。目標の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えますが、それに対する体制の整備が重要な課題であることにも理解をお願いするところであります。

以上をお願い申し上げ、3つの質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村にも長期振興計画、総合計画も含めてあります。当然、今村長が答弁されたとおり、短期的な計画も含めて見直しをしたり、その目標を達成のためにご努力されているということなんです。そういう部分で大きな例えば目標があったときに、細かい具体的な細部の振興を図るとなったときに、本当にその時点でその事業が必要なのかどうかという見きわめは、村長が最終的には村のトップですので、村長の判断にはなろうかと思うんですが、それにしてもやはり本当に村を振興させる部分では、その時々計画に載っているからこれをいつまでにやるんだというんじゃなくて、やはりその計画を遂行するまでの



過程というかプロセス、ここをきちんとやはり見ていく、見通すということがやっぱり私は一つ一つ大事なんだと思うんです。村でもいろんな事業、施設も含めて展開してきましたが、やはり途中でどんな首長さんになろうとも、いろんな批判や失敗やそういうことが繰り返しあったんですよ、当然あるんです。だけれども、やはり途中でそうなったときに見直しして修正を加えていく、こういう努力というのはやはり行政って意外とやられていないので、ぜひこの間に困ったときに、じゃ修正を加えるという力を働かせるというか、そういうことがやはり絶対必要なんだと思うんです。やっちゃったからもう俺は、運営も厳しいし、事業も厳しいけれどもやっちゃえという話にやっぱり何かなってきたような、私感じするんですね。ここでやはり、人に指摘されたり、事業がうまくなくなったときは、やはりその時点でもうちょっと見直しして修正を加えればよくなるんじゃないかという方向、やはりこの辺を行政全体の事業を進める中で繰り返し行っていただきたいと思うんです。私も行政経験があるから、それを頻繁にやれと言うと、いや、やっていなかったな、できなかったな、とても大変だなと感じはするんですが、その辺について村長にもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、第4次振興計画の中で、地場産業の育成で鮫川村地場産業といえば農業であります。農家の皆さんの元気をどうやって引き出すかということで、三菱総合商社の知恵をかりて、公設民営で村が資本をおろして、それに農家の夢を持った青年たちに働いてもらおうということで、ハウス栽培で一時、夢をいつとき見ました、公募しました、公募させていただいたが集まった青年が七、八人はおりました。ですが、その青年、どんな事業なのかと様子を見にきたと。これは鮫川で5億、10億かけて大型ハウスを建てて、そこでもうかる野菜、何がもうかるかという、三菱総合商社では今、色のついている野菜、今一番いいのはトマトとかイチゴが、皆さん経営が順調に行っているとそういうお話をさせて、それを栽培してもらおうと思っているんだがと言ったの。実は私の気持ちですね、私は、それよりはマンゴーのほうがいいと思っているんだと、そんな話で青年たちと一緒に夢を見て、鮫川でこんな高原の、標高の高い村でそういった事業に挑戦して。特に、花なんかはとてもきれいな花が咲くそうですね、こういう高原、中山間地。標高が高いところで500、600あるところにつくった花は、色の鮮やかな花が咲くということで、花卉栽培もおもしろいなとそういったお話をしたときに、総合商社のお話に乗ってくる青年が何人いるのかなと思って、いろいろ検討させてもらったところ、みんな様子見だけでそれぞれ七、八人の青年は、鮫川村でそれぞれ独立して立派な経営をしている皆さんだったんですね。じゃ、おまえ、その自分

の仕事、家業を投げてここに来るのかと言ったら、いや、村長、それはだめだ、手伝う。いや、手伝いぐらいならできるけれども。そんではだめなんだよね。こういった思いがありました。

三菱総合商社には申しわけなかったですけども、この計画は頓挫しました。後継者、ついてくる青年がおらず、農業に夢を持てなかったんですね。この青年の中には立派な野菜をつくっている農家もいましたし、畜産を盛んに真剣にやっている農家もいました。稲作で頑張っている農家もいました。こういった皆さん、みんな自分の今の家業で結構2～3,000万の収入を上げているから、これで今いいんだということなんですね。こういった青年が出ない、青年がいないのかなと思って公募させてもらったんですが、これがだめでした。

次に、あの道の駅構想もそうです。道の駅構想は、国の国土交通省の金を引っ張り出して、ただで敷地造成をして広いところをつくって、農家の皆さんに元気に販売活動をしてもらいたいなど。利用者にはゆっくりとした駐車場の中で買い物をしてもらいたいなどそういう思いで始まったんですが、これが余り議員の皆さん方にもそうですが、果たして迷い、皆さん迷って、これだというその思いがなかなか一緒に頑張ってみよう、結構金かかるんですね、10億円ぐらいかかります。この構想がなかなかうまくいかなかった。

こういったことで私は迷いました。震災後の平成24年のときに鮫川村では皆さんの、これはご協力をいただきまして焼却炉の廃棄物の、こういった線量の低い村だからできる減容化ということで、焼却炉を提案させていただきました。議員みんなで取り組んだ結果が、あのようには私はすばらしかった事業だと思っております。ですが、一部の住民の皆さんには評価をいただけませんでした。この一部がマスコミのコマーシャルでは、もう半分以上の村民が嫌った事業だと言っておりますが、せいぜい私は、村民の5%よりもっと低い数字であの騒ぎにしたのかなと思っております。

ですが、あの5%の村民も大変、私は迷惑をかけてしまったなということで、こういうことはやっていったのかなという思いですが、私は今思うと皆さんと一緒に、これは最終的に完成できたのは、遂行できたのは議員の皆さん、あるいは農業委員会の皆さんが全員が後押ししてくれた、こういった事業であったから私は成功できた。福島県の焼却炉の減容化作戦の事業には十分貢献したのではないかと私は思っております。

こういったことで、少しは心配はありますけれども、前向きに一步でも半歩でも前進しようとする、こういった思いがないと大震災を受けた、そしてあの原発事故を受けた福島県は立ち上がることができないと思います。こういったところで皆さんの協力に感謝を申し上げ

ます。

そして、今取り組んでいる事業も、実はこれが果たして正しいのか、間違っているのかということをもう一度今検討させていただいております。これはただの事業で、全国に、町村にある程度事業を起こす場合に、果たしてこの事業が町村のための地方振興になるのか、中山間地の地方で行う事業に果たして向いているのかということ、国の機関がアドバイスしますよという制度があるんですね。五、六人で来て、1週間ほど泊まって村の実態を調査しながら、この事業が果たして合っているかどうかというのをアドバイスしてくださるそうです。こういった人をお願いしたんですけども、ことしの6月をお願いしました。ただの事業だから手を挙げました。そしたらやっぱり、なかなか引っ張りだこなんですね。それで、鮫川に来てくれるのが来年なんだそうです。来年の1月か2月ごろ、1週間ぐらい来て、村民との会話をしながら、あるいは市場調査をしながら適切な判断だったかどうか、こういったことでいろいろ、あの焼却炉の失敗をもとに皆さんと一緒に全員が、私は1人の議員でも反対するようなことは余りしたくないなど。全員で取り組んで前向きに少し大きな挑戦だけれども、みんなで挑戦すればという思いで、私は悪い性格で、赤信号みんなで渡れば怖くない、これで行きたいと思います。

どうぞこういったことで、この振興計画も村、村民の豊かな明るい農村をつくる事業であれば全然相談しながら、少し財政の負担になっても提案いただければと思います。こういった姿勢でこの振興計画にも臨ませていただきます。よろしくご判断お願いします。ご協力をお願いしまして、回答といたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今、村長の思いも含めて回答をいただきました。鮫川村にもソフト部門だけじゃなくてハード部門、特に長年、議会も関心のある、村民にも話題があるということで交流施設ほっとはうす、それから手・まめ・館、それから商工会が運営しているすまい、鮫川の行政から人件費もほとんど出ているという部分、それから今度、改修されたさざり荘、それから山王の里、さらには、これから廃校になった青生野小学校の施設、それから、区民運動場が村に売却されてその後の跡地とかという部分でいろんな事業があるし、今も続いている施設なりがあります。

やはり、この部分はもうつくっちゃったから、これから今やっているからもう見直ししなくていいんじゃないかと、やはり一度足をとめて点検するということが私必要なんじゃないかと思うんですね。当然、行政で執行した側は、つくった側は、俺つくったのに何で文句を言

うんだ、批判するんだということじゃないんですけれども、やはりそういう足をとめてもう一度確認して、これをどうして次に進めるかという部分はやはり点検なんだと思うんです。これがないと、突っぱねるばっかし、批判されるばっかし、言いつばなしという部分で、全然その事業とか、行政の進行には全くつながらないんだと私は思うんです。

そういう部分で計画という机上の計画もそうなんです、やはり今あるものも含めてきちんとその都度見直す、大したものではなくても、小さなものでもやはり修正を加えていくという部分は、やっぱり大変なんだろうと。やっぱり傷が小さいうちにでかくしないと。やっぱり小さいうちに直しときゃ何とかなるだろうということで、その時々行政の執行者が自信を持ってつくってきた数々の施設であります。こういうことも含めて、ぜひこれからのいろんな計画に生かすためにもやはり修正を加える、点検をすることをお願いしたいのですが、もう一度、村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條議員の言うとおりでと思います。それぞれの施設は、それぞれに役目を果たしております。ですが、果たしてそれがもう少し改善できないのか、立ちどまって再検討して、それぞれ新たな目標に向かって取り組んでもらう、これはとてもすばらしいことでもあります。こういった中で果たして、具体的にどういう計画でこの施設の検証をするんだということになります、これも改めてこういった、私たちの任期はあと本当にわずかです。ですから、新しい体制の中で点検をお願いする、こういったのも一つの提案ではないかと思いますが。それぞれ今、すまいるにしろ、手・まめ・館にしろ、さぎり荘にしろ、頑張っているいただいております。ですが、なかなか独立独歩では歩けない、村の支援が必要である。ただ、こういった村で果たして単独でできるのかというと、かなり難しいと思います。ですが、村が後ろにいるからこれでいいんだでは、それは困ります。ああいった頑張っているレーヴですか、ああいった店もあります。こういった頑張りも民間だからできる。親方がついているから適当でいいんだとそういう意識は、私はいずれもないと思います。ですが、少しでもあつてはならない、こういったことをしっかり戒めるためにもこういったものを再点検しながら、差し当たり村指導で今期はやらせて、次の機会には議会の皆さんにもそれぞれ、その部門別に研究会を設けて指導していただける、こういった監視も指導も必要かなと思っております。こういったことをご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長、任期のことを言って、あと少しだからと言うんじゃない、や

はり最後まで頑張って再点検も含めて事業遂行をお願いしたいと思いますし、やはり先ほどもお話ししたとおり、行政全般の施設の運営、それからやり方も含めてその当時はこれが一番鮫川に合っているんだろうということで、多分、事業遂行がされてきたのです。時代とともにいろんな問題も出たりしておりますけれども、やはりそれはそのままにしておかないで点検して、縮小でもする、それから見直しもするというのをやはりどの時代でも必要なのだと私は思います。これからもいろんな事業にかかわらず、そういう見直し、点検、修正、こういうことはやはり繰り返し行政も私たちもそうなんです、考え方もそうなんです、やはりやっていくのは本当の村づくりじゃないかなと私は思っています。

これからの行政、それから私たちも動きを活発にさせながら、鮫川を振興させるためにいろんな知恵を出し合って、行政に任せるだけじゃなくて私たち議員自身も含めて、きちんと声も上げながら進めていければと思います。

以上をもちまして、私の3点の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

---

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成30年第5回9月定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、青少年広場の改修についてお伺いいたします。

運動による体力の向上は、気力・意欲・精神的ストレスに対する強さや思いやりの心など、精神的な面に好影響を与えられていると言われております。そのためにも行政としては運動するための安全・安心な場所を整備提供するのが責務であると思います。

現在使われている青少年広場は、雨の後のグラウンドコンディションが悪く、早急な対応が必要ではないかと考えます。以前にも改善策を問われていたと思いますが、今後の対応策を教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 10番、宗田雅之議員の1番目のご質問にお答えいたします。

青少年広場は昭和60年、61年に陸上自衛隊第6師団等の支援を得て、総合グラウンドとして整備し、現在まで村スポーツ少年団や鮫川中学校の野球部の練習、鮫川スポーツクラブによるグラウンドゴルフ教室に定期的な利用があり、ほかに村内の一般野球やゲートボール大会、消防団の各種訓練、村駅伝チームの練習会場などとして利用されております。

青少年広場敷地は、元来、周囲を山に囲まれた沢地であり、周囲の山から雨水が集まりやすく、警報発令時のような大雨の場合はグラウンドの地表から雨が浸透し切れず、雨水の通り道を中心に大きな水たまりができ、水はけが悪いため、なかなか乾燥しない状態にありますことは議員のご指摘のとおりでございます。

グラウンド整地法としては冬の間に凍結し、盛り上がった表土の整地、すなわち不陸整地及び転圧整地。春の早い時期に建設業者へ委託し、その後の日常管理は施設管理指定者のさめがわスポーツクラブがレーキかけや砂利、山砂補完を小まめに行っているところでございます。

施設の抜本的な改修には、グラウンドの表面の速やかな雨水の排水とグラウンドの周辺にある側溝の目地割れの補修、または側溝の入れかえが必要であると考えています。ただ、グラウンドを根本的に改修するという事業には、まだ試算しておりませんが、事業費は相当な金額になると考えております。

交付税の削減が進み、村の歳入がますます厳しい折でございますので、財源に有利な補助事業を探りながら、グラウンド整備の事業化に向けて検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上を申し上げ、10番、宗田議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） この問題は、以前から教育長さんのほうにも提案されている問題であらうと思います。以前も検討という答弁だったんだと思いますけれども、現状今、のり面も崩壊しています。これに対する費用だって相当かかるんじゃないかと、現状のままで行くと、またのり面も次の崩壊も考えられるんじゃないかと思っております。まして、今の答弁でございますと試算もしていないと。これも私はいかかなものかなと思います。

子供らが安全・安心にやっぱりあのグラウンドを使ってもらいたい。まして、今どんどん若い人、子供らが少なくなっているときですから、そういう対応をきちんとして、いる人にいいものを与える。与えることによってまたそこに若い人がいてくれるんじゃないかと。ま

た、素晴らしいスポーツ選手とか、たけた能力の方が出れば、また人口、若者減少対策にもなるんだろうと思います。そのためにも、一日も早くこの試算を出していただいて検討していただけないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） このことは議員ご指摘のとおりで、本当に大事なことだと思っております。早急に、このことについては一部の方々にはご相談申し上げていたんですけれども、試算ということで専門の方々に地域整備課と相談しながら、十分早く検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あわせて今テニスコート、もうこれ全然使われていないですよ。これもあわせて、私のあくまでも提案です。取り付け道路とあわせてテニスコートも取っ払っちゃって、全体的なグラウンドに整備していただければ、そういう検討もどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） テニスコートも冬の凍結で、いて上がるという感じになってしまいますので、本当に皆さん方にもご意見も頂戴しながら、多少の雨が降ってもできるだけ使えるようなグラウンド整備、そういうことを考えて努力したいと思っております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あと、あそこでグラウンドゴルフをやる高齢者の方から声が若干上がっているらしいんですけれども、トイレの問題がございます。どうしても高齢者になるとトイレが近くなると。あそこで下まで行って上ってくる、また落差もこれも高低差があるから大変だとそういうお話もあります。そこらを含めた検討を早急をお願いして、教育長さんの私案も含めてあわせて出していただければ、私らもその意見に対して検討したいと思います。よろしくお願ひします。これで1番目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

旧湯の田温泉周辺の振興策について村長にお伺ひします。

現在、周辺の針葉樹が伐採された状態で、その後の対応がされていないのが現状であります。今後の振興策をどのように考えているのか、中山間地における観光開発は交流人口増のためにも大変重要な施策と考えます。村長のご所見をお伺ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員、2つ目の質問に、旧湯の田温泉周辺の振興策についての質問にお答えを申し上げます。

議員の皆様もご承知のとおりであります。平成27年度に温泉活用基本構想検討委員会を設置し、ご検討を重ねていただき、湯の田温泉活用基本構想報告書という形でご提言をいただきました。

基本構想では、温泉資源の活用について温泉を拠点とした安らぎの空間づくり、温泉資源を村民が気軽に活用できる仕組みづくり、温泉資源を活用した新たな産業の育成、温泉資源の既存産業等への有効活用の4つの基本方針とし、これに基づき基本計画が整備されております。

この基本計画の1番目に、湯の田温泉周辺の環境整備がうたわれておりますので、まずは、湯の田温泉周辺の環境整備から進めていきたいと考えております。

昨年度、平成29年度には福島県の森林環境交付金事業によりまして、さぎり荘から西島旅館跡地の間にある杉山、約0.5ヘクタールの伐採を行いました。また、ことしにおきましても、残っている杉を面積として0.4ヘクタール、4町歩団で頂上付近です。これを伐採する予定としております。

果たして、この伐採が必要なのかどうかという計画等を見せてもらったときに思ったんですけれども、これは逆に頂上付近の杉ですから残しておいて、民間の、あと影山は頂上付近の今残っている杉、あと影のほうは、民間の民地なんですね。この境の木として残したらどうだと。そして、境として残しても決して景観、杉が邪魔になるような地形じゃないんですね。手前のほうに桜とかもみじを植えれば、十分観光価値がある山林が育成されるのではないかと、今そういう思いで再検討しようという指示をしてきました。

植栽のほうを優先しないかと。いつまでもみぐさく一番あの当時は、1町7反買ったんですね。1.7ヘクタールほど購入したんです、1町7反ですが。その1町7反のうち7反歩はほとんど伐採してあった跡だったんですね、木はなかったんです。その木の伐採した跡が、今ちょっとみぐさくなっています。その辺でそういう指導をしておきました。いずれも環境を保全しながらもみじを育てて、きれいな里山の風景を鮫川村においでくださったお客さんにごらんいただけるように、整備を進めてまいりたいと思います。

また、こういった里山の風景を楽しみながら散策できる遊歩道を整備し、休憩のための施設もつくりたいと考えております。源泉がある対岸の国道側については、源泉の保護を第一



に考えながら活用策を検討していかなければと思っております。検討委員の皆さんからいただきました貴重なご提言、議員の皆さんからもご意見をいただきながら、今後の施策に生かしていきたいと思っております。

湯の田温泉の環境を壊すことのないように、美しい環境に磨きをかけていけるような開発を十分検討させていただき進めてまいりたいと思っておりますので、なお引き続き、宗田議員の提言等もお願いを申し上げ、回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 針葉樹、杉を切った後、放置されていて、どんどん雑木が生えてきて、ちょっと見づらいなという感じは今現状見られます。

人口がどんどん減る中で、こういう地方、中山間地に何が必要なんだということになるんですよ。やっぱり私らは交流人口を図るのには、やっぱり観光開発、あるものを先祖から受け継いだ貴重な財産ですよ、湯の田温泉なんていうのは。ああいうのに磨きをかけるのが、私は交流人口を図るのには最高なんではないかと思っております。

そのためにもあの周辺の整備は、時を待っていないで一日も早く整備を進める、それが私は大事だと思っております。その点について村長の答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 整備がおくれているという言いわけではありますが、実は、鮫川村はできるだけ村の一般会計からの持ち出しを少なくして観光開発をしようということで、舘山公園もそうです、平成18年に福島県が創設した森林環境税、あれを利用して毎年5～600万円の金を使いながら植栽をしていきました。

今度もそうです。今度も、ことしの平成29年度の予算にはこの基本枠、300万ほどあるんですね。この基本枠の300万円の中から230万ほど使うと、その0.5ヘクタールしか伐採できなかったそうです。もうちょっと景気よく振興できないのかということで、気合いはかけておきましたが、一般会計からの持ち出しを幾らかでも少なくするにはこれしかないんですという係の説明で230万ほど、決算の資料をごらんいただくとわかりますが、福島県の森林環境税の基本枠を使わせて去年の伐採であります。ことしも同じく、その230万ほどの計画で計画しているようではありますが、今ほどお話ししたように伐採が先か、あの一部でもうみぐさくなっている、もう買った当時から雑木だ、雑だったんですね。その辺の植栽のほうを優先するんじゃないのかというお話をさせていただきました。

ということで、ちょっとそちらのほうに問い合わせ、伐採計画で補助金を申請したが、

これを植栽のほうに変えてはどうかということで、それが通れば植栽のほうを優先させて育林のほうに力を入れて、早い開発ということでご理解をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 以前に平田村に水サミットで私は行ってきて、平田村を見たときに、平田村は積極的に村づくり、例えばアジサイ、芝桜、ユリと、そういう振興策を今図っています。

鮫川村はわざわざ植えなくても、これだけのすばらしい30度以上の温泉も出るし、あの周辺を整備すれば平田村以上の振興策は、私はできるんだろとそういう考えでいます。

そのためにもこの周辺の木の選別、これも私はちょっと間接的に聞いていますけれども、実のなる木とか、そういうものじゃなくて、現状、あとこれから行って見ていただければわかるんだけど、もみじの紅葉は、他町村に誇れるくらいきれいなもみじが紅葉いたします。そういうもろもろ検討してもらって、木の選別をやっていただいて振興策を図っていただければ、まだまだ交流人口はふえるし、温泉も今さぎり荘も多くの人が来ていただいています。その人がちょこっと足、100メートルもないですよ、10メートルかそこらでしょう。10メートル、20メートル足を運んでくれば、あそこ観光地、観光開発できると思います。それによつては相当交流人口はふえます。そういう手法というのは、私は必要だと思います。

今後の樹木選定について、村長の再度ご意見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今度の宗田議員の質問に対しての回答に、職員に対して指導したことは、まず館山公園がそろそろ立派になってきた。ですが、館山公園はちょっと5年生ぐらいの木を植えていたんですね、大きいのも。そうじゃなくて20年ぐらいの、もう来年から花見できるような、そんな桜を植えてみろとそういう指導をしておきました。できるだけ早くに雑木をなくして桜、あるいは手前のほうにはもみじ。そして、遊歩道を一緒に整備しながら、植栽をするときに恐らく道が必要だと思います。あそこはあのままでは植栽は無理だと思います。ですから、歩道をつくりながら作業道を確保しながらの仕事になると思いますが、こういったことで早目の植栽、そしてあそこには、もみじと桜がという思いでおりますが、何かご提案がありましたら、直接、係員のほうに言っていただければと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 一日も早い湯の田周辺、そして村の振興策をお願いいたしまして、2点目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 第5回9月定例議会におきまして、まず先ほどの10番、宗田議員の一般質問と重複をいたしますけれども、スポーツ施設の整備、それから2点目、村民、また入居者に直結するような、また美しい村をどうやってつくるかという観点で2つの質問をさせていただきますと思います。

まず第1点目であります、多目的スポーツ施設の整備についての一般質問でございます。

村民の健康増進や青少年のスポーツ教育、さらに各野外行事、緊急医療搬送には村民グラウンドや青少年広場が多目的に活用されております。青少年広場は昨年豪雨により、のり面が倒壊、決壊しました。さらに今、改良工事というのが進められようとしておりますが、この災害は地表面の集水処理と暗渠排水の未整備によるものと考えられます。過去の一般質問、また、先の10番、宗田議員の一般質問でも提案されておりましたが、今後の総合的な整備についてお伺いをいたします。

また、先般、青少年広場において、消防団員によるポンプ操法競技の練習が長期間にわたって続けられましたが、その周辺環境整備として団員からの要望はなかったのか、教育長、それと村長にあわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の1番目のご質問の多目的スポーツ施設の整備にお答えいたします。一部、宗田議員のご説明と重なります。

青少年広場の造成整備や現在の利用状況は、10番、宗田議員の一般質問に答弁したとおり、昭和60年、61年に整備し、スポーツ少年団及び中学校の野球、さめがわスポーツクラブのグラウンドゴルフ教室の定期利用を中心に使用されております。また、8月5日に行われました第30回東白川町村親善球技大会では村民グラウンド、青少年広場を会場に、それぞれ青年ソフトボール競技を開催し、農業者トレーニングセンター、鮫川中学校体育館でのバレーボール競技を含め、300人規模の大会運営を村体育協会が東白川地方体育協会連絡協議会を事務局として実施いたしました。

議員おたただしの大雨による青少年広場の排水流末箇所周辺ののり面崩落の経緯についてご説明申し上げます。

平成30年3月9日金曜日、午前3時39分に本村を含むいわき市、塙町、古殿町に大雨警報が発令されました。3月9日の午前9時前後に青少年広場ののり面崩落の通報があり、同日午前9時30分に職員2名が被災直後の状況を現地に行き確認しております。雨が上がった同日午前に道路へ流出した土砂の撤去作業とともに被災原因を調査したところ、排水枡は、枡の下部から村道の側溝枡へ接がれたヒューム管にて排水する構造であります。排水枡の底部に大量の落ち葉や枯れ枝でヒューム管の飲み口が塞がれており、グラウンド東側及び南側から排水すべき雨水が排水枡からオーバーフローし、のり面を洗掘被災、洗い出した被害、被災であります。被災のり面を復旧する工事の工法につきましては、排水枡の下部から排水するヒューム管と合わせて排水枡が上部から排水できるような改良を加え、同様の被災の未然防止を図るものとします。

また、発注時期につきましては、先ほど述べました東白川地区親善球技大会終了後においてと、目途しておりましたので、青少年広場の今後の利用状況と照らし合わせながら発注を進めてまいりたいと思います。

グラウンドの整備の方向につきましては、単年度の修繕予算等で行う部分的な整備と、複数年にわたり相当な事業費を要する大規模な整備の方向があります。部分的な整備においては、今回の排水枡のように事例を生かし、改善を図りながら施設指定管理者のさめがわスポーツクラブとともに適切な施設管理に努めてまいります。大規模な改修におきましては、国等の補助事業を探りながら、専門家及び各関係機関団体との協議を踏まえ、グラウンドの整備の事業化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

以上で8番、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の1つ目の質問であります多目的スポーツ施設の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問にありますように、青少年広場は表面排水のみで対応しております。浸透による暗渠排水設備は整備されておられません。これにより多額の費用を要することから、鮫川村

公共施設等総合管理計画に基づく各施設の個別計画の中で、内容を踏まえて検討させていただきたいと思います。

なお、ご質問の中にあります消防団によるポンプ操法競技の練習の際の施設整備の要望については、除草剤の散布があったことを聞いております。

以上で、関根政雄議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長の答弁、宗田議員の答弁とあわせて多額な費用がかかるということと、財政状況等勘案して補助事業等々あわせてやらないとできない大きな事業であるというのは、我々も、私も認識をしているところであります。

60年から61年にかけて自衛隊の演習と称して造成をしたと。もともとはそこは多分水田、湿地の水田を埋め立てたと聞いておりますので、重機等による圧接、転圧で当然排水ができないものと思いますが、実際現場を見てみると狭いU字溝に土砂が周囲全部埋まっております。また年に一度、あそこの周囲の桜のてんぐ巣病の駆除を行っているボランティア団体があるわけですが、南側の奥に行くと車がぬまって出られない状況であります。そういった、今回のり面の崩壊を応急処置をして工事をするにしても、表面排水の処理がうまくできないとまたあそこに集まる、土砂と一緒に葉が集まるという状況があるもので、本当にこれは計画的に1年でできるものではないかとするれば、計画的にやられないとなかなか村民の要望解消が得られないかと思いますが、実際、教育長、現場を何度も見られておりますか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 現場、今、側溝の付近ですね、行っておりますが、実際に雨が降ると確かにたまってしまうんですね、土砂がね。あれはどういうふうになれば……。中学校のほうのグラウンドもそうだったんで今回改修させていただいたんですけれども、本当にあれだけの管理というのは、一応今、スポーツクラブのほうに委託しているわけですが、大変なことだなというふうに思っております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 先般、消防の郡の操法がありまして当日雨が降ったんですね。シートは敷かれておいても、当然、棚倉町の消防グラウンドは完全に排水をされているなと思って、その後入っても全然ぬかるみがないという状況なので、やはりグラウンドはこういう状況に置かないとならないのかなということは他町村の他のグラウンドを見て感じております。また、これは費用がかかるので検討したいという村長、それから前向きにいくということなの

で、ぜひ期待したいと思います。

さらに、村民グラウンドは今、鮫川校のところに芝生が張られて、緊急ヘリの着陸する基地としてもされておりますが、実は鮫中の子供たちが山越えで、あそこで練習を長期間していたんですけれども、今はグラウンドまで歩いて行ってまた戻るようで。なぜかという青少年広場には照明器具もきちんとされています。それと、鮫川校ではなかなかレフト側が体育館に当たってしまって危険だということもあって、ちょっと狭いということで中学校は使っているらしいんですけれども、実際中学生の保護者とか先生等に聞くと、やはり青少年広場が予約があると使えないんですね、照明があそこにしかないのです。できるのであれば、村民グラウンドに今照明があります。8本周りであって明るくはなっているんですけれども、あれではなかなか練習できないそうでもあります。球も見えないそうでもあります。提案なんですけれども、あの8本のポールを利用してもっと照明を明るくするような施設等を検討していただき、当然お金がかかりますよ、そういったものを増設していただくことが、という要望があります。

それと、あと芝生の刈り込み回数、実際あそこに機械があつて、スポーツクラブがやられているんですけれども、残念なことに2～3日前見た限りでは非常に伸び放題になっているので、そういった総合的な青少年広場と村民グラウンドとあわせて整備を今後検討する必要があるのではないかとのご提案ですけれども、教育長いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） よその町村と比較するとすぐに大変なんですけれども、ただやはり実際に使う方々の要望はお聞きして、こういうことはできそうだと、あるいはすぐにできないけれども計画でできるというようなことだけは早急に検討してまいりたいと思っています。明るくするというのも本当に、今昼間忙しい時期で夜間のほうが利用者が多いという現状でありますので、そういう要望にも応えられるように努力したいと思っています。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それでは、村長に再質問させていただきたいと思います。

青少年広場は多目的に活用されていて、消防団のポンプ操法の際に団員のほうから要望はなかったかということで、除草剤で草をなくしていただければいいということだったという答弁でしたけれども、実は団員のほうからこのような話が出ております。あそこで長期間にわたって水利を、水利というか貯水、ひだまり荘から水源を持ってきてためて、実際は水をはじくわけなんですね、それで6月の初めから長期間にわたってかなりの練習回数を重ねて

いる中で、毎回毎回ホースがぬれて汚れるということで、そういったホースを、汚れたものを渡瀬青生野まで持って行って、団員がそれから洗ってひっかけるそうなんです。それが終わると10時、11時になるということだそうであります。あそこにせめてホースをかけるポール、それから水道はちょっと真ん中辺にあるようでありますけれども、そういった施設整備をしていただけると、今後ポンプ操法は5年や10年でやめるのかやめられないのかちょっと調べたんですけれども、消防団はやっぱりこれは続くんですと団長も言い切っておりますので、2年に一度の操法ですけれども、ああいった消火栓をグラウンドに整備と一緒に下まで引くとか、水道、それからホースを干す、こういった施設整備を総合的なグラウンド整備の一環として入れながら、そこの活用を、整備をしていけば団員の負担が、これからますます団員が少なくなりますけれども、操法が続く限り負担が少なくなるのではないかと考えておりますが、村長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 恐らく議員には話しやすく話したんでしょうけれども、団員からはそういった、村に対して、総務課に関しての要望はなかったようであります。この辺確認しながら対応させていただきたいと思います。

なお、グラウンドですが、実は今ほど教育長のほうからも話がありましたとおり表面処理だけやっているんですね、排水はしていない。この排水工事にはおそらく2億ぐらいかかる。ただ、補助金があるそうです。今、手を挙げさせてもらいました。日本スポーツ振興センターで3,000万円以上の仕事が、こういった工事がある場合には補助金出しますよと。補助の要件に見合った内容でしょうけれども、工事費の事業費の3分の2の補助があるそうです。1億円が限度だそうです。この申し込みがことしの暮れから始まるそうです。11月から1月にかけて申し込みを受け付けるということで、職員には早速それに手を上げろと、補助残分は何とかすっからということで。今ほど中学生まで利用しているというお話だったものですから、私は村民グラウンドで中学生は間に合っている、そのためにあそこは排水処理したんですよね。こういったことが次から次へと要望は出てくるんですね。あそこで間に合わせたらいい、何言ってんの、だけどこちら側ではスポ少でも使う、消防団も使う、いろいろ多目的に利用されている。こういったところで、やはり皆さんが自慢に思えるグラウンド、雨降ってもすぐ使えるんだよというの必要なのかな、何にもない村でなくてグラウンドはいいよ、そういった思いで早速手を挙げさせてもらいました。これが採択になればやります。採択待ちということでご理解いただければと思います。

ホースの件は総務課長のほうに相談はあったそうです。総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

〔総務課長 石井 哲君 登壇〕

○総務課長（石井 哲君） 関根議員のご質問の中のホースの件でございますが、これは練習の中で毎日、今回3分団で青生野渡瀬地区の消防団が操法の練習に当たったということで、距離があって毎回大変だという話で相談があって、中で照明施設があるのでそこにかけてはできないかどうかとかという安全の関係とかということで検討したんですが、急には無理だと。例えばそれを夜間に、あそこに乾燥等としてかけて、日中あそこを利用した子供たちがそこでけがしたら誰が責任をとるんだというような話もありまして、将来の検討課題として計画の中に入れなくてはならないなという話にはなりましたが、具体的にどうこうするというところまでは至っておりません。

あと、水槽の件につきましては、当座あその地区でやるのにはあれしかないのかなというふうなことでお答えしたと記憶しております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） 関根議員に申し上げます。

この1問の再々質問、さらには2問の質問に関しては休憩後にしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○8番（関根政雄君） あとまとめて終わりますから。いいですか。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 改修に向けて、村長も教育長も前向きにやると。また消防団の問題については検討課題ということですので、総務課長、団員と、または団長とよく話し合っ、そして団員の負担にならないような方法を見出していきたいと思います。グラウンドは村民の健康増進、また担い手育成の大事なかなめの施設ですので、また早急な改修を期待して、1問目を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） それでは13時30分まで休憩します。

関根議員の第2問の質問はそれ以降にお願いをし、休憩に入ります。

（午後 零時 5分）



○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 午前中の1問に引き続きまして、2問目の一般質問をさせていただきたいと思います。

公営住宅の環境整備についての質問でございます。

本村の定住促進や人口減少策としての村営住宅や定住促進住宅は、大きな役目を果たしていると認識をしております。これらの公営住宅には、一戸ごとに生け垣が植栽されプライベートスペースもあり、入居者が有効に活用している住宅が数多くあります。しかしながら各戸に植栽された生け垣や周囲の空き地等の管理が不十分で、景観を害している住宅が数多く見受けられますが、これらの現状と、さらには今後の対策につきましてお伺いをいたします。

また、以前に入居者の駐車場不足による増設の要望が出されたと記憶しておりますが、その後の整備の見通しについてどのような計画をされているかもあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問、公営住宅の環境整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、村が管理している住宅は3種類あります。公営住宅法に基づいて管理運営されている村営住宅が61戸、定住促進と村民の生活安定を目的とした村独自の住宅、定住促進住宅が23戸、移住定住を促進し、人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とした移住定住促進住宅が4戸で、合計88戸の住宅があります。

まず1つ目の住宅各戸に植栽されている生け垣や周辺の空き地等の管理についてでございますが、入居されている住宅の植栽や草刈り等の環境美化については入居者へ各自で行っていただくようお願いはしております。また、環境美化を含め住宅の維持管理を行っていただくことが、入居するときの誓約にもなっているはずであります。団地によりましては、入居世帯全戸で団地内の奉仕活動を年数回実施し、環境美化を行っている意識の高い団地もありますが、最近の団地の状況を見ますと、なかなか手が行き届いていない住宅も見受けられ

ることは事実であります。入居者自身が利用する場所でございますので、今後も入居者に管理をお願いしたいと考えております。

村では、毎月の住宅家賃の納入の通知のときに住宅周辺の剪定や草刈り等のお願いをし、あわせて草刈り機をお持ちでない方は、村所有の草刈り機をお貸ししますというお知らせを行っていますので、ぜひ、この草刈り機等も利用して環境美化に努めていただければと思います。団地の周辺、空き地、住宅については村が適宜に剪定や草刈り等を行い、住宅環境の保全に努めているところでございます。

次に、2つめの入居者の駐車場不足による増設の要望についてでございますが、平成28年度に西山区長及び水口住宅の組長の連名による駐車場拡張の要望をいただいております。水口住宅は現在7戸に対し区画された駐車場が8台分であるため、各世帯1台を駐車することで利用していただいております。駐車場に駐車できない車については敷地内の空きスペースに砂利を敷くなど駐車スペースの確保をし、そのスペースを利用していただいておりますが、区画されている駐車スペースではないため、利用する方たちの中には不公平感を感じている方もいるかもしれません。本村のように車がないと生活が不便な環境と入居している方々の家族構成を考えますと、1世帯2台の駐車場の確保は必要と考えております。各世帯で2台の計14台必要ということであります。現在の敷地内に14台分のスペースを確保できるように改良をして、敷地の確保を計画していきたいと思っております。十分、私、2～3日前に見てきました。大丈夫です、14台分は確保できます。今後も実態に見合った施策に取り組んでいき、適切な村営住宅の管理運営を行ってまいりますので、ご理解をいただき、関根議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 入居者との誓約で管理というか、樹木の剪定、それから空き地の除草をしていただくということが約束されているというご答弁ですけれども、その約束を、現状は随分見えていますけれども、守られていないのが現状なんですね。例えば例を挙げると、見渡住宅を見ますと道路方のほう、のり面は皆さんで草をお刈りになっているというのは何度か見てわかるんですけれども、問題は1戸1戸の仕切っている生け垣等を刈り込んでいるとか、手をつけている住居者は全くゼロに近く、おりません。通告を毎月やってもできないという理由は一体どこにあるのか、そういったはさみがないのか、植木は村でやるだろうと入居者が思っているのか、その辺の食い違いをきちんと明確に、やっぱり再度話をもって入居者がわかるようにするべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず入居するときの条件がそのようではありますが、これは担当者の考えであります。それを履行するかしないかは入居者のまた考えであります。それが粗相に見えるのか、その景観がよろしいのか、その辺はしっかりと指導して、この約束が守られるように、守られないときには村がそういった手配をしながら料金はそちらで払っていただく、そういった手法もあると思います。その辺を協議しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それと、あと入居されていない住宅が結構多いんですね。多いというか、今塞がったのかどうかなんですけれども。入居されていない村営住宅の周りも雑然としているんですが、これは今後どのように管理していこうというお考えなんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この入居していない住宅の周辺は、当然これは村が管理すべきであります。これは担当者につく話しておきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長のほうからも、今後、村のほうの支援策もしながら環境整備を進めていくというような答弁であります。

私、ここで1つ提案させていただきます。

半分こ作戦、要するに材料費支給と同じで、やっぱり自分が住んでいるところは自分できれいにするというのは、これは子供のしつけですので。実は私、息子が水口にいましてね、口酸っぱく言うんですけども、たまには草刈り機を持って行って刈っているようなんですけれども、親から見ると満足とは言えない周辺の管理なんです、お恥ずかしい話なんです。これはやっぱり半分こ作戦、そして、ぴかぴか作戦でもいいんですよ、それは入居者と村が懇談をして、皆さんの周りをみんなできれいにすっぺと。そして、私が前から提案している環境公社とかシルバー人材センターの方にも植木の刈り込みが非常にうまい方が何人もいますので、そういった方と、あと入居者、あとしつけないのは子供ですね、子供も一緒にやんねえがいと。日にちを決めて、時間を決めて、みんなで共同作業でやりましょうよという、そういうみんなでやる作戦に切りかえて、そして話をもってやれば、入居者だってやりませんとは言いませんので、そういった懇談をもちながらきれいにしていく作戦、どうでしょう、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の提案、まさによろしいのではないかと思います。この辺もしっかり職員と相談しながら、こういったことも入居者と相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

ちなみに私はやっぱり娘がおりました、娘が県内に住んでおりました。息子2人は県外ですのになかなか遠くて行けません、娘は近いし、娘はかわいいんです。それで年5回ぐらいアパート住まいのとき、あるいは結婚しても旦那が気がきかないものですから草刈り機なんてとてもできない、ですから私と女房と行って、日曜日に大体1時間もかければ庭の手入れは終わります。そして春になりますと花の植栽をしてきました。また1カ月も過ぎますと花を植えた花の周りが草だらけです。これはうちの女房がせっせせっせと行って、娘の機嫌取りです。こういった親子の関係も、私はまた親子のきずなをつくる意味でも大事なのかなという思いもあります。

こういったところで、村が全部やるのではなくて、それぞれに家庭の都合もあると思います、入居者の都合もあると思います。相談しながら、大方の構想を練っていきたいと思います。その辺、係とよく相談しながら、半分半分、あるいは入居者に負担をお願いする、あるいは村で全てやんなくちゃならない部分もあると思います。こういったことで、ご協議して環境美化に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） きれいにするという事は、本当に靴を並べるとか、また村に来てもごみが落ちていない。里山がきれいだということで多くの方々からお褒めをいただくんですね。ですから、やっぱり村の施設、特に公共施設も同じなんですけれども、そういった周りの整備もすることは一つの大きな人材育成の手段と思って、入居者の方々と本当に膝を交えた話し合いのもとで進めていけば、本当に入居者も子供も育ちますし、こちらのほうも、村としてもいい環境でですね、出ていった後渡せるということもあるかと思います。どうか公共施設のあり方も、我々も本当に議員としても応援させていただきますが、今後またさらに推進していただくことを期待しまして、2問の質問を終わりたいと思います。

ご答弁ありがとうございました。

---

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番（前田武久君） 今般の定例議会、同分野でございますが、簡易水道関係について2点ほど質問してまいりたいと思います。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず1つ目として、簡易水道の水源確保について。

人命に欠かせない飲料水、今後、村内エリアに水道事業を網羅するためにも、需要が高まることが予想される。そのためにも今から将来に向けた水源の確保が必要と思われる。そこで大字富田鋤木田、俗称「大清水」に湧水している貴重な資源がある。7年前の東日本大震災の際一時断水したが、現在は昔どおりの豊富な湧水状況となっておる。地権者の協力を得て早目の調査、水利権の確保に向けた行政努力を強く望むが、村長の所信を伺いたい。

また、今回の質問に対し資料提示を求めましたところ、期日までに担当課のご協力を得ましたこと心から御礼を申し上げます。

以上、質問といたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の1つ目の質問、簡易水道の水源確保についてのご質問にお答えを申し上げます。

鋤木田の水源でございますが、第1水源から第3水源の3つの水源がございます。第2水源が浅井戸で水質、水量が不安定であることから、平成8年度に第3水源を整備し、運用開始後、今第2水源は使用中止をして現在に至っております。この水源は、平成22年度の事業認可で平成32年度までの給水計画、平成28年度の軽微な変更認可で平成37年度までの給水計画の事業認可を受けている水源でございます。年間でも使用水量の多い直近の7月の平均値と計画取水可能水量を比較してみますと、第1水源が湧水で取水可能量が1日当たり286立方に対して323.2立方、第1水源は自然流下で全量取水が可能のため計画水量を上回っております。第3水源は深層地下水で取水可能量1日当たり288立方に対しまして平均取水量が200.4立方です。第3水源の稼働率が69%であることから、現在の事業計画期間中の水量は確保していると考えております。

議員おただしの、将来に向けて大清水に新たな水源を確保する必要があるのではということですが、平成7年度に鮫川簡水の老朽管更新及び区域拡張工事認可を得るため、平成6年度水源調査を実施し、その候補の中に大清水もありました。水質的には問題ありませんが、水量が毎時4立方前後、水源から接合井までの距離が約2キロで峠越えもあります。水量に

対し送水設備に費用がかかると判断し、現在の第3水源、深層地下水毎時12立方を整備したと記録に残っております。

昨日、大清水の水源を見てまいりましたが、当時より水量が減っているという地元の皆さんのお話でありました。貴重な資源とは思いますが、村としては、後ほどの質問にもありますように、鉾木田水源周辺を整備を行ってきており、水源涵養林が成長すれば、現在休止している第2水源の水質、水量の改善が見込め、改修し再利用すれば同等以上の水量を確保できるのではないかと考えております。

現在進行中の未普及地域解消事業でございますが、今年度から寅卯平地区を平成32年までの3年間、平成33年、34年度の2年間で草牛地区を整備する予定になっております。

平成35年度以降の計画でございますが、現在の給水区域内で未整備地区、官代、内ヶ竜の一部、二反田地区を国からの補助金を得ながら整備できればと考えております。

水道事業者は住民の日常の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしております。将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、現在村では施設の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少等による経営環境の悪化を防ぐことを目的に、国からの指導を受け、簡易水道事業の現状把握、分析、将来予測を行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、今年度は固定資産台帳の見直し、アセットマネジメント、資産管理の策定、平成31年度に鮫川村簡易水道事業経営戦略を策定する予定となっております。この経営戦略のもと、平成32年度以降に改めて水の需要調査を行い、新たな整備計画を策定する必要があるのではと考えております。厳しい財源の中、国の補助を得ながら行っている事業でございますので、ご理解をいただき、前田議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 現在8地区の水源確保ということで供給されておるような状態ですね。それで、これは平成22年度に事業計画というか統合されまして現在に至っているわけでありまして、ことし29年、30年、31年と大きな事業約1億円に上る水道事業が31年度までに完成されまして、その見直しの事業計画が32年度までに至っているわけでありましてね。その32年度以降が、今、村長が申された官代地区その他というようなことで、それ以降、前にも質問の際に8地区懸念されている、容易でない地区が8地区あると、これに対する給水場ですか、それらは一番これから問題になるわけで私が質問したわけでありまして。

それで、その大清水の湧水地区ですか、これは私も先日現場へ行って、一応これは正確で

はないんですが、湧水量ですか、それをちょっと自分なりに調査してまいりました。それで、先ほど村長が地元の人たちが以前よりも量が少なくなったというような話であります、実際その土地を所有している人、土地は所有ですが、水源はもともと現在はあそこは空き家になっている方の水利権があったというような話であって、それらについては今後の課題であります、自由に湧水の水源地区を調査してくださいというようなことを言われましたもので、私が刈り払い機を持って行って周囲を全部刈り払って、そして200リッタータンクと湧水管でもって時間を図って実際に調べてまいりました。完全に取水ができなくて周りから漏水した状態ではありますが、1分間に約50リッター近く貯水ができたということでございます。それを60分に直すと積算できると思いますが、決して水量は、地元の栗原さんという方なんです、思ったより前と同じような湧水量があるというような話でございました。それで周囲を見ると、その水源は農地なんです、農地の一番下流で農地に対しては全然支障がないと。上流に田んぼとか畑もあるのかな、畑は関係ないんで、その農業用水として使用するには決して差し支えないというような状況であります。

それで今、村長が話された、数年前に水路の計画が入っておって、それを検討されたということで峠越えであるし、峠越えというのは恐らく現在の第1水源、第2水源、第3水源あたりに引用するというような形の計画だと思うんですが、これはすぐ村道が近くに走っていて、村道に配管すれば決してそんなに問題ないというような状況でありますし、現在、その計画では平成32年までの給水量が925立方の計画ですね。それで、その8カ所の水源を合わせると約1,000立方なんですね、現在確保されている水量、供給水量ですな。湧水地区は5カ所かな、5カ所では井戸水みたいな形で深いような井戸、浸水層というやつですか、そういうふうな形でもって水の供給を図っておるわけですが、先に申し上げましたとおり、32年あたりから始まって35年あたりに終わるとというような計画ですね、それ以降が8地区、懸念されている地区があるということで、当然これは1,000立方の供給量では足りなくなると思うんです。

それで、私は将来のことを言っているんですからね。水は絶対に必要だし、ボウリングをおろして地下水をくみ上げるよりも現在湧出している、これ自然水ですよ、貴重な自然水を容易に確保できるような状態のものをなぜできないのかというような疑問が生じるわけですが、これはやるべきだと思うんですよ。経費がかかるとかそういう問題じゃないですよ。この前の震災上がりの断水騒ぎ、これは死活問題ですよ。そういうような状況を踏まえても、これは今確保できる、そしてその地権者の方もこれは本当にいい水なんだし、温度計を持っ

ていかなかったから温度はちょっとわからなかったけれども、これは15度以下でもって、周囲は全部山ね、その上には蕨平の上部に当たるわけなんですけど、蕨平の丘には今、太陽光発電が設置されておるといことで、水源の汚染問題も決して心配ないと。それからさっき言ったように、上流は農地、水田、それから森林というような形でもって環境汚染の心配も全然ないというような場所がございます。それで、1,000立方以上に水源確保を図るには、やはり今言ったような現在湧出している水を確保すべきであるというふうに考えるわけですが、村長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今現在でその必要がないということでもあります。ただ将来的にわたっては、私は必要になるかとは思いますが。その将来が36年以降なんですね。ですから36年以降の事業にはぜひそういった水源地の確保は必要ではあると思います。ですから、36年まで今計画している事業を粛々とやっていくべきではないかということでもありますので、決して今必要でないということではなくて、将来的には必要だということでもあります。36年度以降にこういった場所、まず宝の山でありますから確保していきたいと思います。その前に窮することがあれば、第2水源地のまた掘り起こしも可能であるということでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長は35年以降は、これは将来に向かって必要であろうかもしれないけれども、今は必要ない。今は必要ないけれども将来必要だということ断言されて、なぜ今から計画を立てないのか、これは行政の仕事であると思ひうんですよね。

それと、さっき言ったように地権者と水利権の問題ですね。そういうことも現在存命されている方にいち早くやっぱり相談をし、調査をして、そのような準備をされるのが将来に向かっての計画ではなかろうかというふうに考えるわけでもあります。第2水源にこだわっているようですが、第1水源は、たしかあれは営林署の土地になっていると思ひうんですが、第2、第3は村の土地であろうかというふうに感じるのですが、その第2水源の今の状況はどのような状況になっていますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今は完全に休止している、第1水源のすぐ脇であります。全然使っていません。ですが、これはどうして使わなかったかという、あそこは田んぼの脇なんですね、田んぼを耕作していました。当時耕作していた人があったものから、どうしても濁



り水が入ったんです。そのために第2水源からの取水はやめて、そして第3水源を設けて、第1水源と第3水源を利用して第2水源は今お休みしている。ですが、この第2水源の開業ということで山を、国有林を5ヘクタールほど買いました。そこに植栽しました。ですから、これが10年後、20年後には、またすばらしい第2の水源地が利用できるのではと思っております。ただ、今のところ、あそこは毎時12立方ほどの水量ですから、それほど大した量ではありません。そういったことです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、第2水源を掘り直すと水系は同じだと思うんですね、第1、第2、第3は。そうすると第2は第3の上にあるんですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 第3は全然離れているところにあります。大体100メートルぐらい離れたところですよ。第1と第2水源はほとんど、それぞれ10メートルぐらいのところですよ。

○9番（前田武久君） 現場はちょっと昔見ただけで水源のほうはわからないんですけども、そうすると第1水源は道路の上ですね。道路の下。

○村長（大樂勝弘君） 山岸。

○9番（前田武久君） 山岸。今度涵養林をつくった、その裾。そうすると、それと近いところにあるわけ、第2がね。

○村長（大樂勝弘君） その上。

○9番（前田武久君） そうすると、当然第1の水源近くということになれば、恐らく第2水源を掘削、深く掘り直すということになれば、水源は第2のほうに第1のやつがくると思うんですね、同じ水源ですから。恐らくあれは一本木のほうからきている沢ですね。恐らく涵養林の山からも出てくると思うんですが、あの沢から恐らく3つ道ができて、恐らく水源のほうに来ていると思うんですね。だから、決してこれは余り保障されない作業になると思うんですね。そして当然経費がかかりますね。第2水源をもう一回開場して水源を求めるといったら経費がかかる。それよりも安全な方法で、さっきから言った大清水のほうから導水するというような方法が、村長も将来はこれはやらなくちゃならないと言っているんですから、将来やるような考えをもってそういう答弁されたと思うんですが、そういう計画は私はすぐやれとは言っていない。

先ほど、前々からも村長の答弁では、水道事業は自主財源ではできないから国の予算を確保して進めていくというような計画で、現在まで48%の普及率というようなことになってい

るわけです。それで、普及率は事業計画では平成32年には96%ぐらいの計画を立てているわけですね。その32年に近いわけですが、30年度の普及率はどのくらいになっているんだか。恐らく48%、50%になっていないと思うんですが、その計画どおりいかない理由についても。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、これは議員もご承知のとおりです。鮫川ほど集落がばらけている地域は、これは全国にも珍しいと思います。これを網羅することは恐らく不可能です。村民に対して本当にそれは申しわけない不公平感があります。ですが、皆様のご配慮で、今ポンプアップすれば50万の補助を限度に出しております。こういったところで去年あたりは300万、個人の井戸掘りに支援をしております。こういったところで対処をして、今のところ平成30年で普及率は52%です、これは給水人口割です。52%ですが、これを伸ばしてもせいぜい鮫川村では私は60%ぐらいが限度ではないかと思います。確かに不公平感があります。申しわけないとは思いますが、こういった財源の乏しい村では不可能であります。

こういったことでぜひご理解していただきたいと思ひますし、過去にはこの簡易水道の増設はやめようというお話をしたこともありました。全て自家水道に支援して鮫川はいこうという体制を組んだこともありました。ですが、震災以降、そういったいろいろな事案がありましたものですから、こういった簡易水道の普及も必要かということで再度また取り組んでいるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、そういった事業に取り組みますと第3、第4水源地の確保というの、決してむげにしないで早目の手当ては、恐らくこの次のこの草牛地区の水道の普及が終わりましたらば、恐らくまず最初に第4の水源地の確保に入って、新しい普及地を見つけることになろうかと思ひます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長に申し上げたいと思ひますが、将来に向かってやるべきだというような答弁でありますし、あるいは先ほど申し上げましたとおり、湧水された大清水の水源ですか、その確保について今から計画すべきであるというふうに申し上げたいんですが、それらを確保に向けた努力というか、その誠意を示す意思があるかどうか、それをお聞かせ願ひます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、水道事業の鮫川村の自慢は松林水を集めて供給しているのではなく、湧水で全ての8カ所の水源地在が全て湧水、湧き水を利用しています。こういったこと

はとても給水者にとりましては自慢の水道事業であろうかと思えます。こういった事業を守るためにもぜひそういった湧水の利用は欠くことのできない村の計画になっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 私が質問しているのは、今後は水源の確保に向けた努力をするかどうかということ。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ですから、その大清水の水源地は湧水です。ですから、その確保には真剣に取り組むということであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そのようによろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、2点目の簡易水道の管理状況について。

鍬木田水源地周辺の涵養林の保全管理状況について、先ほど答弁にもありましたが、50町歩ですか、確保されておると。そのほかに7地区あるわけですね。青生野から西野、西山であるわけですが、それらについて涵養林という場所に当てはまらない部分もあると思えます。それと、あと先ほど申し上げた鍬木田涵養林の植栽、その後の管理状況ですか、その辺についてお伺ひしたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 今の質問は次の質問にこう……。

○9番（前田武久君） 2点目に入りますよ。

○村長（大樂勝弘君） お答えを申し上げます。

それでは、前田議員の簡易水道の管理状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

鍬木田の水源地の涵養林事業でございますが、今ほど申し上げましたように、水道水源の保護を目的として平成23年度に国有林51.639平方メートルを購入しました。5町1反を購入いたしました。平成27年度に涵養林としての機能向上を図ることを目的として、保水力のある広葉樹へ転換するため杉、松などの針葉樹を約3万平方メートルを伐採し、平成28年度に森林環境税交付金事業によりブナ、樺、山桜を各1,000本、合計3,000本を植栽したところであります。植栽した樹木がある程度成長するまでの期間は下刈り等の保全管理が必要である

ので、次年度以降から予算措置をし、涵養林の維持管理に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

次に、平成22年度に発注した委託業務についてであります。まず最初の簡易水道統合基本計画書、平成19年度に簡易水道に係る国庫補助制度が水道未普及地域解消事業や生活基盤近代化事業等における補助事業対象者の基準が厳格化され、原則として事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な既存の水道業者が存在する簡易水道施設等に関する事業は補助対象にしないこととなりました。ただし、平成29年3月までに他の水道施設等と統合する簡易水道事業統合計画を厚生労働省に提出した場合は補助対象となることから、平成23年度以降の事業実施に向けて簡易水道統合基本計画書の作成業務を委託しました。業務内容につきましては、既存施設の資産調査、資産台帳の整備、統合に必要な施設改修計画等の作成であります。簡易水道の統合は村内の水道施設8つの施設を統合しました。これも議員ご承知だと思いますが、簡易水道は2つの施設であります。鮫川簡易水道と渡瀬の簡易水道であります。そのほかに6つの飲用水の事業が、飲料水供給施設として6つの施設です。酒垂地区、水口地区、青生野地区、西部地区、塚本地区、余所内地区になります。

次に、2つ目の鮫川村簡易水道事業変更認可申請書の提出ですが、これも水道法第6条の規定で、水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとなっている。また、同第7条の規定で、水道事業経営の認可の申請をするには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないとなっていることから、水道施設の統合及び平成23年度以降の整備計画、落合地区、茅地区、寅卯平地区、鍬木田配水池等の更新の事業認可を受けるため、鮫川村簡易水道事業変更認可申請書の作成業務を委託したというところであります。これで終わっていないところが、落合地区終わりました、茅地区終わりました、鍬木田配水池も終わりました、今残っているのが寅卯平地区の水道布設工事であります。これで36年度にはまた新たな事業計画の作成ということになります。

以上で答弁いたします。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 8地区の水源のうち、涵養林としてはちょっと無理な地区でもって、西山の大沢地区ありますね、大沢水源ですか、あの辺の周囲の環境状況なんかはどういうふうになっていますか。これは水質検査なんかは毎日8区やっているんですね。それと毎月8地区と、それから毎年8地区というようなことで。これは水質検査の委託業者に委託してお

るといようなことでやっているわけですが、そういう水質状況とかなんかというのは当然村のほうに報告され、それは把握されていると思うんですが、そういう資料等なんかは村のほうに残されておるのかどうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、それぞれの水質の検査の結果は、全て10年分ぐらいは保管してあります。いつでも閲覧できますので、ごらんいただければと思います。

そして、今ほどお話しなされた余所内地区、ここは農道と田んぼの境なんですね、水源地が。ですから深く掘り下げております。代かきとか田んぼの作業にも濁り水ということは心配なさそうです。あと渡瀬地区の簡易水道ですが、水槽に貯水、配水池に細かい砂が入ることがあるそうなんですが、全て除去しながら供給しているので、水質になんの問題もないのが実態であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） いただいた調査資料から見ると、渡瀬地区は花崗岩というか、そういうふうな岩盤の中から湧出するというような状況で、その成分が入るのか、今、村長が言ったような砂利がまざってくるのか、それはちょっと私はわかりませんが、私の場合は、浄水というか、ろ過装置をつけておると、ところが余所内は今言ったような内容な状況なんですが、そのようなそういう環境整備の考えはあるのかどうか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今のところ、今の装置で十分安全な水の供給はできております。ですが、これがたびたびそういった不都合になった場合には、そういった施設も必要ではないかと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 当然、環境整備は図られて水源の確保はされていると思うんですが、この8地区に対して現在一番心配されるのが余所内、それから塚本地区ですか、あの辺も周囲は農地というか平地の真ん中にあるというようなことで、例えば大洪水なんかに遭えば冠水するような場所にあろうかなというふうに考えておるわけで、その辺もよく考慮して、これから維持管理を図っていただきたいなというふうに考えております。

以上で、水道関係、それから人命を守る飲料水に関しての心配事がありましたもので、一般質問に上げさせていただきましたので、答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

10分間休憩をいたします。

（午後 2時22分）

---

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時32分）

---

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第4号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

本村の財政指標はいずれも健全化基準値を下回っており、資金運用面では問題なく健全なる経営をされている内容であります。

以上で報告第4号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） ここで、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査意見書が監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） 皆さん、こんにちは。

議案書の2ページ、平成29年度健全化判断比率審査意見書と、3ページの平成29年度資金

不足比率審査意見書についてを、監査委員を代表し、ご説明申し上げます。

最初に、2ページの平成29年度健全化判断比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2の審査の結果であります。

まず、(1)は総合意見であります。この内容は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

図表の①の実質赤字比率欄と②の連結実質赤字比率欄は、いずれも黒字決算のため算出されませんので、ハイフンであらわしております。

③の実質公債費比率は6.1%と算出されております。平成28年度との比較では0.8ポイント上回りましたが、早期健全化基準25%を大きく下回り、健全財政であることを示しております。

④の将来負担比率につきましては、比率が算定されないためハイフンであらわしております。

(2)の個別意見は、上の図表の説明であります。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、3ページの平成29年度資金不足比率審査意見書であります。

1の審査の概要につきましては、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

対象となる特別会計は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計であります。

2の審査の結果であります。 (1)の総合意見では、審査に付された公営企業における実質収支の状況で、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2)の個別意見であります。簡易水道事業特別会計及び集落排水事業特別会計のいずれの会計も資金不足額が生じておらず、経営健全化基準の20%を下回り、良好な状態を示しておりますので、図表ではハイフンであらわしております。

(3)の是正改善を要する事項では、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 29年度の決算認定に関する資金不足、それから健全化判断比率審査、今、代表監査委員さんからご報告をいただきました。

ちょっと確認しておきたいんですが、地方公会計制度が導入されて財務諸表4表ほど作成して公表するということになっておりますが、これらについてはどのような、作成されているのか、それからスケジュール、これから作成するのかを改めて伺っておきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 今、細部にわたっては総務課長より説明をいたさせます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） ただいまの北條議員のご質問の内容であります。新しい会計制度になっての財務4表の公表につきましては、昨年の質問の際にもお答え申し上げましたが、12月以降ごろをめどにできるということでお答えしたと記憶しております。

今、もちろん日々仕分けでやっております。作業は随時進められているところであります。ことしの12月末以降には財務4表の公表という形になると思いますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 作業して12月以降に公表をするということですが、初めての公会計制度の中の財務4表の作成になるので大変だと、事務量も大変だと思いますけれども、これらに基づいていろいろ財務関係の情報をわかりやすくすることと、その説明責任を果たす、それから財政状況の悪化とか改良を要する部分を早期に把握して健全化を促進するとか、それから資産とか債務改革を促進するという3つの観点があるわけですね。

これらも含めて、次年度というか、12月以降はこれらも含めて諸表を作成することになりますので、今、代表監査委員さんから報告されましたけれども、さらに具体的にわかるようなことになるとと思いますので、ぜひおくれないうで早目に作成、公表をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更（村道新宿古殿線山口工区舗装補修工事））を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第5号 専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

議案書の4ページ、5ページをごらん願います。

本報告は、平成29年9月15日に請負契約をした村道新宿・古殿線山口工区舗装補修工事について、工種の変更等により請負契約金額の増額があり、変更して契約をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された村長の専決処分事項について専決処分をさせていただいたものであります。

内容については、契約金額5,935万5,720円を55万6,200円を増額して5,991万1,920円として契約したものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の報告を終わります。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（平成

30年度鮫川村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第60号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の6ページから9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書は1ページから4ページをごらん願います。

補正前の予算額29億3,127万1,000円に対しまして170万円を増額し、補正後の予算総額を29億3,297万1,000円とするものであります。

本議案は、今年度も引き続き棚倉町の藤田圭希様から寄附されました寄附金について、藤田様の意向により2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、8節報償費65万円を地域振興団体報償金として各団体に支出し、ほかに子どもセンター及び小中学校での物品等の購入に充てさせていただくための補正予算であります。

あわせて、中学校横断溝入替工事について事業費の変更があり、増額補正の必要が生じたものに対しまして、夏季休業中に工事を完了させるための補正予算であります。

この2件の予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成30年8月2日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第60号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第61号～議案第63号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第61号から第63号までの3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

それでは、議案第61号から63号までの3議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書は10ページをお開き願います。

この条例は、地域再生法に基づき、固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置が行われるものについて、平成30年3月31日までの適用期限であったものに対し、国税の特例措置が延長されたことを踏まえ、条例の一部を改正し不均一課税の適用期限を2年間延長するなどとしたものであります。

次に、議案第62号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

本案は、村民保養施設の増築工事により、8畳2部屋が13.3畳2間に変更となるため、現

行の使用料及び文言との整合性を図るなどの所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。

本案は、定住促進住宅 水口住宅1棟3戸の建設に伴い、住宅の位置及び戸数、入居者の電気料、浄化槽の保守管理料、清掃料等を定めるために条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第61号から63号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

---

#### ◎議案第64号～議案第73号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第64号から議案第73号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

決算の事業費内訳等につきましては、別冊平成29年度一般会計特別会計歳入歳出決算書並びに主要施策成果及び予算執行の実績をごらんいただきたいと思います。

初めに、議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書15ページ、決算書は6ページをお開き願います。以下、決算書でご説明を申し上げます。

決算書は6ページです。

歳入総額が36億1,850万2,485円、歳出総額が34億190万1,727円であり、歳入歳出差引残高は2億1,660万758円となっております。このうち繰越明許費が7,136万5,000円で、単年度の収支額では1億4,523万5,758円の黒字となりました。

決算書7ページです。

歳入です。主なものをご説明申し上げます。

1款村税です。2億8,906万2,998円は、前年度比で159万235円、0.55%の増となっております。個人村民税、固定資産税、軽自動車税の増収によるものであります。

2款地方譲与税4,180万3,000円は、前年度と比較いたしますと0.5%の減額となっております。

8ページをお願いします。

6款地方消費税交付金5,703万5,000円は、前年度と比較しますと173万8,000円、3.14%の増となっております。

9ページです。

9款地方交付税17億4,303万3,000円は、前年度と比較いたしますと1億1,687万4,000円、約6.28%の減となっております。これは普通交付税の純粋総枠抑制による減額及び特別交付税震災復興特別交付税の交付対象となる事業、これは東白衛生組合の建設費の負担金が交付税の対象となっておりますが、これらの減に伴うものであります。

10ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料4,276万139円は、前年度と比較しますと433万6,866円、9.2%の減額となっており、保育料や住宅使用料などの減によるものであります。

11ページです。

13款国庫支出金、13款、一番下です。2億4,339万5,951円は、前年度と比較しますと179万8,958円、0.7%の増となっております。これは公共土木施設災害復旧事業国庫負担金や社会資本整備総合交付金などの増によるものであります。

次、13ページをお開き願います。13ページです。

14款県支出金3億6,440万4,253円、これは前年度と比較しますと1,049万2,826円、3%の増となっております。これは市町村生活交通対策事業費補助金、ふくしまの恵み安全・安心推進事業費補助金や、子ども・子育て支援交付金事業費補助金などの増によるものであります。

17ページをお開き願います。

17ページは17款です。繰入金は2億9,789万8,790円ではありますが、前年度と比較いたしますと7,961万655円の増であります。これは18ページの財政調整基金繰入金のうち環境整備事業費、東白衛生組合からの負担金のうちの一般財源分、公共施設費用駐車場用地購入事業費と定住促進住宅整備事業費などに対し、繰入金が増になったことによるものであります。

19ページをお開き願います。

18款繰越金1億5,860万2,284円ではありますが、前年度と比較しますと438万7,109円の増であります。これは前年度決算剰余金の繰越金の増によるものであります。

21ページをお開き願います。

20款村債です。村債の2億9,410万円は、前年度と比較しますと全体として1億230万円の増で53.3%の増となりました。

続きまして、歳出決算書をごらんください。説明を申し上げます。

23ページをお開きください。23ページです。

2款総務費の1項総務管理費、25ページ、2目、25ページになります。2目文書広報費、13節委託料113万4,000円は、これまで発刊されてきました村の広報紙をホームページ上で電子書籍として掲載するためのものです。

26ページ、5目財産管理費、17節公有財産管理購入費1,483万3,850円は、中心地活性化事業用地及び公共施設費用駐車場整備事業用地の購入費であります。

同じく25節積立金の3億5,875万8,122円、これは財政調整基金に1億1,200万円、教育施設整備基金に7,300万円、福祉基金に3,000万円、公有施設整備基金に1億3,900万円余りを積み立てしたものであります。

同じく6目企画費、27ページです。

13節委託料1,794万8,908円ですが、そのうち移動通信用施設整備設計業務で仁田、蕨平地区に550万8,000円などであります。

同じく15節工事請負費2,675万2,680円の内訳は、同じく移動通信用鉄塔施設整備工事費の2地区分で2,527万2,000円などであります。

29ページをお開き願います。29ページです。

同じく9目です。9目臨時福祉給付金給付事業費、19節負担金、補助及び交付金で臨時福祉給付金892万5,000円は、平成26年4月から消費税8%引き上げに対する経済対策分で、平成28年度分繰越分を給付したものであります。

32ページをお開きください。

同じく4項選挙費です。3目衆議院議員総選挙費、1節報酬から18節備品購入費まで合わせて437万9,167円は、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙の執行に要した経費であります。

33ページです。

3款民生費で、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、34ページをお開きください。34ページ。

13節委託料の村民保養施設指定管理者業務1,300万円は、さざり荘の指定管理料であります。

同じく19節負担金、補助金及び交付金の村社会福祉協議会活動費補助金1,580万9,000円あります。

同じく28節繰出金です。3,923万1,774円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

同じく2目老人福祉費、35ページです。15節工事請負費3,494万8,800円は、高齢者の総合福祉センターの自動消火設備の設置工事費であります。

同じく3目後期高齢者医療事務費、19節負担金、補助及び交付金の4,807万7,635円は、福島県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

同じく28節繰出金1,450万7,663円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金9,333万4,760円は、介護保険特別会計への繰出金であります。

同じく5目障害者福祉費、36ページをお開きください。

36ページ、20節です。20節扶助費9,768万4,660円のうち、重度心身障害者医療費825万2,296円、障害者自立支援給付費8,337万6,804円を支出しております。

同じく2項児童福祉費、2目児童措置費5,092万1,448円のうち、37ページの20節扶助費で児童手当として4,956万5,000円を支出しました。

同じく4目保育園費、5目こどもセンター費に合わせまして1億2,344万5,400円を支出しております。

39ページをお開きください。

39ページ、4款衛生費です。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費総務費の40ページです。20節です。扶助費、20節の扶助費で医療費の助成費の乳幼児から妊産婦医療費に合わせまして、812万8,987円を支出しております。

同じく28節繰出金で医療費助成費として乳幼児から妊産婦医療費まで215万7,390円を支出しております。

次、47ページをごらんください。

4目環境衛生費です。4目環境衛生費、19節、一番下です。19節負担金、補助及び交付金の1億977万3,000円のうち、東白衛生組合・東白斎苑運営負担金として1億378万6,000円で、このうちには東白衛生組合の基幹的設備改良事業の建設費分の負担金が含まれております。

42ページをお開き願います。

同じく28節繰出金6,718万7,000円は、簡易水道事業特別会計と集落排水事業特別会計への繰出金であります。

6目保健センター費、13節委託料1,207万6,823円のうち住民健診分は、健康増進事業からがん検診まで合わせまして1,110万6,693円となっております。平成29年度の受診率は、関係者の努力によりまして72.1%を達成することができました。恐らくこれよりもっと数字は上がるのではないかと思います。

次、43ページです。

6款農林水産業費の1項農業費、44ページです。2目農業総務費、13節委託料のうち1,600万円は、農産物加工直売所、堆肥センター等の施設に対する指定管理業務の委託料です。

同じく15節工事請負費2,097万5,760円は、手・まめ・館に屋外トイレを建設した工事費であります。

45ページです。

3目農業振興費、13節委託料のうち、米の放射性物質全量全袋検査業務に1,208万2,252円を支出しております。

同じく18節備品購入費807万2,460円は、手・まめ・館の味噌用製麴機1台、味噌用攪拌混合機1台を更新、備蓄倉庫のフォークリフト1台を更新した経費です。

46ページをお開き願います。

同じく19節負担金、補助及び交付金のうち、東日本大震災農業生産対策交付金として自給飼料生産の事業主体2団体に飼料生産機械導入のための2,923万7,000円、青年就農給付金として2名の新規就農者に262万5,000円、農業次世代人材投資資金として平成29年度新規就農者夫婦に対しまして112万5,000円を支出しております。

47ページです。



同じく 6 目農地費、19 節負担金、補助及び交付金 455 万 3,707 円のうち、水田作付条件整備事業補助金として 212 万 4,750 円を支出しております。

48 ページをお開き願います。

同じく 8 目多目的機能維持費支援金、19 節負担金、補助及び交付金で多面的機能支払交付金に 1,895 万 4,875 円、中山間地域等直接支払交付金に 9,223 万 3,092 円を支出しております。

同じく 2 項林業費、1 目林業総務費の 13 節委託料のうち、49 ページです。ふくしま森林再生事業の森林整備等事業計画のうち、年度別計画作成業務に 2,257 万 2,000 円、同意取得業務に 844 万 1,280 円、森林整備事業に対しまして 4,127 万 40 円を支出しております。

同じく 2 目林業振興費、13 節委託料は、林道台帳平面図作成業務に 864 万円を支出しております。

同じく 15 節工事請負費 1,735 万 7,760 円は、鍬木田地区治山施設工事 819 万 1,800 円、林道東前田線舗装工事に 916 万 5,960 円を支出しております。

同じく 3 目森林環境税交付金事業、50 ページをお開き願います。

13 節委託料 258 万 9,840 円は、先ほどの宗田議員の質問にありました湯の田の水源涵養林の整備業務委託料であります。258 万 9,840 円ですね。そういった事業であそこを杉を伐採したということであります。

7 款 1 項商工費、1 目商工業振興費、19 節負担金、補助及び交付金のうち 1,319 万 9,240 円は、県企業誘致推進協議会負担金、中小企業経営安定支援事業負担金を除いた商工会指導職員設置事業費ほか、商工会関係に対しまして支出した補助金であります。1,319 万 9,240 円です。

同じく 3 目観光費、51 ページです。

13 節委託料のうち 581 万 400 円は、景観保全活動費実証試験業務委託料で、里山の景観保全のため草刈り等の業務を委託したものであります。

8 款土木費、52 ページ、2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、15 節です。15 節工事請負費 2,947 万 8,600 円は、道路維持補修工事に 989 万 6,040 円、村道富田・山田線舗装補修工事に 863 万 5,520 円、村道石井草・大根屋敷舗装工事に 582 万 9,840 円などの工事費であります。

53 ページ、次のページです。

同じく 2 目道路新設改良費、15 節工事請負費 1 億 6,798 万 4,760 円は、村道水口・大沢線改良工事に 6,150 万 8,160 円、江堀・那倉線ほか舗装補修工事、村道新宿・古殿線補修工事を施工したものであります。

同じく3項住宅費、54ページをお開き願います。54ページです。

2目です。住宅建設費、13節委託料757万800円は、水口住宅建設設計業務委託料で、委託料、そして反田住宅1、2号棟の解体工事設計業務委託料であります。

同じく15節工事請負費3,454万5,200円は、反田住宅1、2号棟解体工事452万5,200円、水口住宅建設工事費の繰越明許費分の3,002万円であります。

55ページ、9款消防費です。

1項消防費、2目消防施設費、15節工事請負費682万1,280円は、蕨平地区に耐震性防火水槽を設置したものであります。682万1,280円です。

同じく18節備品購入費の小型動力ポンプ普通積載車596万3,760円は、二分団二部の酒垂地区に配備している小型動力ポンプ普通積載車の更新を行ったものであります。

56ページをお開き願います。

10款教育費です。1項教育総務費、2項事務局費、57ページです。

13節委託料1,347万2,330円のうち、スクールバス業務に1,002万5,770円、ポリ塩化ビフェニール廃棄物処理業務に216万円、これでいよいよ廃棄物の処理業務は終わりです。216万円かかりました。

同じく15節工事請負費86万4,000円は、鮫川小学校の電話設備増設工事に要した経費であります。

同じく19節負担金、補助及び交付金2,904万1,152円のうち、58ページをお開き願います。高校生通学支援金1,071万円、修明高校鮫川村外、鮫川村の村外の生徒の通学支援金として507万6,000円、青生野小学校閉校記念式典記念事業に75万円を支出しております。

同じく2項小学校費、1目学校管理費、18節備品購入費のうち、児童用机が60台、椅子が60脚購入費として142万4,304円を支出しております。鮫川小学校の児童用机、椅子については、高学年から逐次更新しているもので、平成29年度は3年生、4年生分を更新し、30年度に1、2年生分を更新すれば全て完了となります。

61ページをお開きください。

同じく3項中学校費、62ページをお開き願います。62ページです。

2目教育振興費、18節備品購入費のうち、スクールバス1台1,652万4,000円は、対象路線が馬場線のスクールバスを更新したものであります。

続いて、66ページをお開き願います。66ページです。

同じく6項保健体育費、67ページです。

2目体育施設費、13節委託料、真ん中辺です、委託料、13節の委託料1,096万4,000円は、体育施設の指定管理料であります。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、68ページをお開き願います。

2目過年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費4,005万7,520円は、平成28年8月の台風9号による災害復旧事業費6カ所分の工事費であります。

同じく2項農林水産業施設災害復旧費、2目過年度農業施設災害復旧費、15節工事請負費の農地等災害復旧工事1,479万6,000円は、同じく平成28年8月の台風9号により被災した農地等4カ所分の復旧工事であります。

74ページをお開き願います。

基金に関する調書であります。

1番目に財政調整基金は、繰り出し分としてこどもセンター運営事業所ほか8つの事業に2億6,220万円を繰り出し処分しましたが、積立金として平成29年度の一般会計決算の剰余金など1億1,290万5,565円を積み立てましたので、決算年度末現在高が6億1,798万2,160円となったものであります。

教育施設整備基金は、繰り出し処分はありませんでしたが、小学校施設整備事業に特別積立金、利子積立金合わせまして7,301万7,758円を積み立てて、決算年度末現在高は2億7,439万9,816円となっております。

75ページです。

8番の福祉基金においても、今回繰り出し処分はありませんでしたが、特別積立金、利子積立金合わせまして3,001万7,696円を積み立てしましたので、決算年度末は現在高で1億5,638万7,800円となっております。

76ページをお開き願います。

12番のふるさとづくり基金は、特産品育成事業費、小学校教育支援事業費に253万円を繰り出し、新たな寄附金等を299万2,870円を積み立ていたしまして、決算年度末現在高3,176万1,488円となっております。

14番です。公有施設整備基金においては、鹿角平観光牧場施設改修事業ほか3事業に2,750万円を繰り出し処分しました。積立金は財産貸付収入のほか、特別積立金1億3,980万9,620円積み立てし、決算年度末現在高では8億1,670万5,088円となっております。

次に、議案第65号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書の79ページから82ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額は5億3,402万5,845円、歳出総額は4億9,317万3,162円で、差引残高は4,085万2,680円となっております。

歳入の主なものですが、83ページからです。

国民健康保険税の収入済額8,338万9,900円は、前年度と比べますと587万3,300円の減であります。これは被保険者数の減少によるものが主な要因であります。

84ページをお開きください。

5款県支出金、5項県補助金、1目1節財政調整交付金3,841万8,272円のうち550万円は、国税の完納による交付金であります。

85ページ、8款繰入金です。

1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金が2,115万2,598円、2節保険基盤安定繰入金2,023万6,566円となっております。

歳出です。

88ページをお開き願います。

2款保険給付費です。総額2億3,774万5,780円は、前年度と比較しますと6,045万2,488円の減で20.27%の減額となっております。

94ページ、財産に関する調書をごらんください。

2番の基金の保険給付費支払準備金ですが、前年度決算剰余金1,439万1,000円等を積み戻しましたので、決算年度末現在高は1,507万6,665円となっております。

続きまして、議案第66号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）の歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

95ページ、96ページです。

歳入の決算総額が6,475万1,134円、歳出の決算総額が5,939万5,533円で、歳入歳出差引残高は535万5,607円となっております。

歳入です。

97ページをごらんください。

97ページです。1款の診療収入は4,283万8,933円です。前年度との比較では5.23%の増となっております。

歳出です。

99ページをお開き願います。

1 款総務費は3,915万4,326円、100ページの2 款医業費です。2,024万1,207円となっております。

次に、議案第67号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出です。

議案書は23ページです。

決算書103ページ、104ページをお開き願います。

歳入総額 1 億2,361万7,783円、歳出総額 1 億2,158万8,780円、歳入歳出差し引き202万9,003円となっております。

歳入の主なものですが、105ページです。

2 款使用料及び手数料は2,433万9,455円、4 款繰入金の一般会計繰入金は4,484万5,000円となっております。

歳出です。

107ページをお開き願います。

2 款施設費、2 項 1 目施設整備費、次のページです。108ページです。

15 節工事請負費5,443万3,080円は、鉾木田配水池施設整備工事費であります。

3 款公債費は4,894万8,267円となっております。

次に、議案第68号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

議案書は24ページです。

決算書は112ページ、113ページをお開き願います。

歳入総額が1,233万2,005円、歳出総額が1,102万5,485円で、歳入歳出差引残高が130万6,520円となっております。

114ページ、歳入です。

1 款使用料及び手数料の運行収入は652万8,190円、3 款繰入金の一般会計繰入金は300万円となっております。

115ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項 1 目村営バス事業費は総額で907万3,285円となっております。

次です。議案第69号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書は25ページです。

決算書は119ページ、120ページをお開き願います。

歳入総額が3,506万9,886円、歳出総額が3,252万14円で、歳入歳出差引残高が254万9,872円であります。

121ページ、歳入です。

2款使用料及び手数料は964万8,926円、3款の一般会計繰入金は2,234万2,000円となっております。2,234万2,000円です。

次、歳出です。

122ページをお開き願います。

1款施設費は1,019万3,024円、2款公債費は2,232万6,990円となっております。

次に、議案第70号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

議案書は26ページです。

決算書です。決算書は126ページから128ページです。ごらん願います。

128ページです。

歳入総額が4億8,818万9,586円、歳出総額が4億8,255万4,616円、歳入歳出差引残高が561万4,970円となっております。

次のページ、19ページをお開き願います。

歳入です。

1款保険料は6,708万1,200円、前年度と比較しますと44万3,760円の増となっております。

2款国庫支出金は1億2,368万762円、3款支払基金交付金は1億2,478万6,606円となっております。

歳出です。133ページをお開き願います。

2款保険給付費の総額は4億3,265万3,796円で、前年度と比較いたしますと4,277万591円の増となっております。

次に、議案第71号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書は27ページ、決算書は141ページをごらん願います。

歳入総額です。141ページですね。

歳入総額が1,741万4,302円、歳出総額が1,634万4,912円、歳入歳出差引残高が106万9,388円となっております。

次のページです。

1 款使用料及び手数料582万6,795円です。

2 款繰入金の一般会計繰入金は600万円となっております。

次のページ、143ページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費は1,634万4,914円となっております。

次に、議案第72号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書は28ページ、決算書は146ページから147ページです。147ページをごらん願います。

歳入総額が9,495万6,851円、歳出総額が9,473万3,996円、歳入歳出差引残高が22万2,855円となっております。22万2,855円です。

決算書148ページ、歳入です。

1 款分担金及び負担金ですが、古殿町からは5,522万4,335円を負担していただいております。本村の運営負担費に相当する2 款繰入金の一般会計繰入金が2,357万151円及び4 款諸収入、1 項納付金、1 目給食費納付金が1,529万4,170円で、合わせまして3,886万4,320円となっております。これで比較しますと、古殿町が58.7%、鮫川村が41.3%の負担割合となっております。

次に、議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてをご説明申し上げます。

議案書は29ページ、決算書は153ページから154ページです。

154ページをごらん願います。

歳入総額が3,729万5,892円、歳出総額が3,720万7,902円、差引残高が8万7,990円となっております。

決算書の155ページ、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は2,268万6,800円、2 款繰入金の一般会計繰入金は1,450万7,663円となっております。

次、157ページの歳出です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は3,620万3,763円となっており、前年度と比較いたしますと306万9,625円の増となっております。

平成29年度の一般会計歳入総額36億1,850万2,485円、特別会計歳入総額が14億765万3,284円で、一般会計と特別会計合わせますと50億2,615万5,769円で、前年度と比較しますと合わ

せまして2,631万1,520円、率にして0.5%の増となっております。

歳出総額が一般会計34億190万1,727円、特別会計が13億4856万4,402円となっており、一般会計と特別会計合わせますと歳出合計が47億5,046万6,129円で、前年度と比較いたしますと3,376万548円、率にして0.7%の減となりました。

以上で議案第64号から第73号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

### ◎監査報告

○議長（星 一彌君） ここで、平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、決算審査意見書が村監査委員から提出されておりますので、審査の結果について報告をお願いします。

代表監査委員、根本一美君。

〔代表監査委員 根本一美君 登壇〕

○代表監査委員（根本一美君） それでは、決算審査の意見を申し上げます。

議案書の16ページから20ページでございます。

平成29年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についてを監査委員を代表してご説明を申し上げます。

第1の審査の実施根拠であります、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査であります。

第2の審査の概要であります、1の審査の対象は、（1）の平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算から（2）から（10）の9つの特別会計歳入歳出決算並びに（11）平成29年度各種基金の運用状況を審査の対象としました。

2の審査の期間であります、平成30年8月23日から8月30日までの5日間行いました。

3の審査の手續であります、この決算審査に当たりましては、村長から提出された各会計の歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各種基金の運用状況を示す書類についてを、関係法令に準拠して調製されているか、また財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を点検照合するとともに、関係各課の説明を聴取し審査手續を実施したものであります。



第3の決算の概要であります。1の各会計の総括では、平成29年度歳入歳出決算の総額は、一般会計と9つの特別会計を合算しますと、歳入総額が50億2,615万5,769円で、歳出総額は47億5,046万6,129円であり、歳入歳出差引額は2億7,568万9,640円であります。

2の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額36億1,850万2,485円で、歳出総額が34億1,900万1,727円であり、歳入歳出差引額は2億1,660万758円となり、翌年度に繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額7,136万5,000円を差し引いた1億4,523万5,758円が30年度への繰越額となるものであります。

次に、17ページであります。このような厳しい財政状況の中で自立の村づくりに向けて、適正な財政運営の効率化を図り、実質収支額が黒字決算になったことに対し敬意を表するところであります。

主な事業といたしまして、固定資産台帳を整備するための財産台帳整備業務、携帯電話不通話地域を解消するための仁田地区、蕨平地区の無線局整備事業、高齢者総合福祉センター自動消火設備工事、手・まめ・館屋外トイレ新築工事、中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業、ふくしま森林再生事業、湯の田水源涵養林整備業務、村道水口・大沢線道路改良工事などを、国・県の補助金を積極的に活用し、自主財源が厳しい中、住みやすい村づくりの実現に努めている。

また、徴収関係では村税完納達成を目標に掲げ、各行政区長及び納税組長の協力を得て昭和32年以来61年間継続完納となったことは名誉なことであり、評価に値するものであります。

以下、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

18ページの中ほど、3、国民健康保険特別会計から19ページの12、基金会計につきましても、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

20ページの第4、審査の結果であります。

審査に付されました一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、各種の基金運用状況を示す書類の計数につきましても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認めました。

全会計が黒字で翌年度に引き継いだことは大変喜ばしいことであり、今後も引き続き効果的な財政運営に徹し、住民福祉向上のため各種事業の推進に努めていただきたいと思います。

以上により、平成29年度鮫川村一般会計及び各特別会計の決算は正当であると認めるもの

であります。

以上をもちまして、平成29年度鮫川村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 以上で代表監査委員の報告は終わりました。

---

◎議案第74号～議案第83号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第20、議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第29、議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第74号から議案第83号までの10議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は30ページから33ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書は5ページをお開き願います。

事項別明細書で説明をいたします。

補正前の予算額29億3,297万1,000円に対しまして、今回2億2,119万4,000円を増額し、補正後の予算総額を31億5,416万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の6ページ、次のページをお開き願います。

主なものをご説明申し上げます。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税、2節滞納繰越分59万5,000円は、平成27年度個人村民税の納税組合外の方に係る未納分であります。

9款1項1目1節地方交付税6,000万円は、平成30年度普通地方交付税額の決定によるも

のであります。

12款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、2節住宅使用料59万8,000円は、定住促進住宅水口住宅新築に伴う住宅使用料浄化槽使用料で、今後収入が見込まれる分についての予算に計上するものであります。

7ページです。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金24万円は、ふるさとづくり寄附金の4月の後半から7月までに寄附があった8件分であります。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2目1節介護保険特別会計繰入金561万円の増額は、平成29年度介護給付費村の負担金の精算による一般会計への繰入金であります。

同じく2項基金繰入金、2目1節ふるさとづくり基金繰入金70万円は、観光推進事業費に充てるための基金からの繰入金であります。

18款繰越金の前年度繰越金は1億2,523万5,000円の増額であります。平成29年度分の決算剰余金で、補正後の額は1億4,523万5,000円となります。

19款諸収入、5項1目1節雑入のうち、光ファイバーケーブル支障移転補償費2,404万1,000円の増額は、国道289号線の渡瀬2工区、3工区の工事に伴う光ファイバーケーブル支障移転工事に伴う補償費であります。

8ページをお願いします。

20款1項村債ですが、議案書の33ページ、第2表地方債補正表をあわせてごらんいただきたいと思えます。議案書の33ページの第2表です。

6目1節の臨時財政対策債は、当初7,100万円で計上していたものに対しまして、発行可能額決定により310万円を増額補正するものであります。

9ページをお開き願います。

歳出です。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の会計年度任用職員制度例規整備支援業務108万円は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が昨年5月に成立し、一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用服務規律等の整備を行うとともに、あわせて任用の厳格化を図るため関係する例規等の整備を行うためのものであります。

同じく18節備品購入費113万1,000円は、情報セキュリティー対策のために収納庫を整備するためのものであります。

同じく23節償還金、利子及び割引料36万6,000円は、平成28年度臨時福祉給付金給付事業費の精算による償還金であります。

同じく5目財産管理費、13節委託料94万円は、財産台帳整備業務について整備する箇所を追加整備するものであります。

同じく25節積立金の財政調整積立金7,298万2,000円の増額は、法の定めにより決算剰余金の2分の1の額を財政調整基金に積み立てするもの及び公有施設整備基金に3,000万円、教育施設整備基金に3,000万円、ふるさとづくり寄附金24万円を基金に積み立てするものであります。

6目の企画費、10ページです。工事請負費2,461万2,000円のうち、光ファイバーケーブル支障移転工事費2,445万3,000円は、国道289号線工事第2工区、第3工区の光ファイバー支障移転による工事費であります。

11ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節の繰出金107万1,000円は、国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金であります。

同じく2目老人福祉費、20節扶助費232万円の増額は、老人保護措置費で養護老人ホーム入所の措置費であります。

同じく5目障害者福祉費、23節償還金、利子及び割引料497万3,000円は、28、29年分の給付費の精算による国・県への償還金であります。

12ページをお開き願います。

同じく2項児童福祉費、5目こどもセンター費、15節工事請負費の115万8,000円は、こどもセンター構内電柱の区分開閉器取りかえ工事と玄関の階段の補修工事費であります。

13ページです。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、11節需用費のうち、修繕料64万8,000円の増額は、真坂農村公園の案内板の修繕費用であります。

7款1項商工費、1目商工業振興費、11節負担金、補助及び交付金70万円は、街路灯維持事業費補助金を増額するものであります。

同じく3目観光費、12節役務費80万円の増額は、観光客誘致のための広告料であります。

14ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費500万円の増額は、道路の維持補修工事のためのものです。

15ページです。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料28万6,000円、同じく3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料52万5,000円は、平成28年に建築基準法が改正され、今年度から特殊建物定期調査の項目に防火設備が新たに加わったための増額であります。管理の委託をしたんですね。

16ページをお開き願います。

同じく6項保健体育費、3目学校給食費、18節備品購入費49万1,000円は、保温機能付きガス炊飯器12台を更新するための増額であります。

同じく28節繰出金44万3,000円の増額は、学校給食センター特別会計への繰出金で、運営費に充てるためのものであります。

13款の予備費ですが、今回3,500万5,000円を増額補正し、補正後の予算額を4,731万7,000円とするものであります。

続いて、特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第75号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は34、35ページ、補正予算の事項別明細書は20ページをお開き願います。

補正前の予算額4億3,445万1,000円に対しまして、今回4,192万2,000円を増額し、補正後の予算総額を4億7,637万3,000円とするものであります。

歳入です。

21ページをお開き願います。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金107万1,000円は、一般管理費で事務費を増額するための繰入金です。

6款1項1目1節繰越金の前年度繰越金4,085万1,000円の増額で、補正後の予算額は4,085万2,000円となります。

歳出です。

22ページです。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料32万4,000円の増額は国保都道府県化に係るシステム改修業務で、療養費と負担金システムと、財政調整交付金システムの申請が市町村から都道府県ベースに変わったことによるシステムの改修を行うものであります。

6款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の保険給付費支払準備基金に2,416万7,000円の増額は、前年度繰越金を国民健康保険条例の定めにより、保険給付費支払準備基金に積み立てするものであります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、6目その他償還金、23節償還金、利子及び割引料1,668万4,000円は、平成29年度療養給付費等負担金確定による返還金であります。

次に、議案第76号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページ、37ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の25ページをお開き願います。

補正前の予算額6,623万1,000円に対しまして、今回475万5,000円を増額し、補正後の予算総額を7,098万6,000円とするものであります。7,098万6,000円であります。

歳入です。

事項別明細書の26ページをお開きください。

次のページです。

4款1項1目1節の繰越金の前年度繰越金475万5,000円の増額であります。

歳出です。

3款1項1目予備費は、当初予算の40万円に対しまして、492万8,000円を増額補正し、補正後の予算額を532万8,000円とするものであります。

次に、議案第77号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の39ページ、事項別明細書は27ページをお開き願います。27ページです。

補正前の予算額1億948万9,000円に対しまして、今回172万9,000円を増額し、補正後の予算総額1億1,121万8,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の次のページ、28ページをお開き願います。

5款1項1目1節繰越金の前年度繰越金172万9,000円は、平成29年度決算による増額で、補正後の予算額を202万9,000円とするものであります。

歳出です。

2款施設費、1項1目施設管理費、11節需用費64万3,000円の増額は、官沢配水池が落雷により機器が損傷し、その修繕に要するものであります。

4款2項1目予備費は、補正前予算額84万8,000円に対しまして、108万6,000円を増額補正し、補正後の予算額を193万4,000円とするものであります。

次に、議案第78号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は40、41ページ、事項別明細書は29ページをお開き願います。

補正前の予算額980万円に対しまして、今回130万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1,110万5,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書は次のページ、30ページをお開き願います。

4款繰越金の前年度繰越金は130万5,000円の増額であります。

歳出です。

3款1項1目予備費は、当初予算の15万8,000円に対しまして、130万5,000円を増額補正し、補正後の予算額を146万3,000円とするものであります。

次に、議案第79号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書は42ページ、43ページ、事項別明細書は31ページをお開き願います。

補正前の予算額4,378万2,000円に対しまして、今回244万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4,623万1,000円とするものであります。

歳入歳出です。

32ページをお開き願います。32ページです。

4款繰越金の前年度繰越金244万9,000円を歳出において予備費に増額補正するものであります。

次に、議案第80号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

議案書は44ページ、45ページ、事項別明細書は33ページをお開き願います。

補正前の予算額4億8,256万4,000円に対しまして、今回697万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4億8,954万3,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の34ページ、次のページをお開き願います。

3款1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分121万1,000円の増

額は、平成29年度地域支援事業支援交付金精算による追加交付がされたものであります。

7款繰越金の前年度繰越金は551万3,000円の増額であります。

歳出です。

36ページです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金、利子及び割引料において、平成29年度介護給付費負担金償還金28万4,000円のほか、1件合わせまして55万9,000円を償還するものであります。

同じく2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金561万1,000円は、一般会計に繰り出しするものであります。

6款1項1目予備費において、前年度繰越金のうち76万9,000円を増額するもので、補正後の予算額は96万9,000円となります。

次に、議案第81号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は46ページ、47ページであります。事項別明細書は37ページをお開き願います。

補正前の予算額1,640万円に対しまして、今回106万8,000円を増額し、補正後の予算総額を1,746万8,000円とするものであります。

歳入です。

38ページ、次のページをお開き願います。

3款1項1目1節繰越金は106万8,000円の増額であります。

歳出です。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費で、4節共済費、11節需用費、12節役務費にあわせまして、合わせて80万6,000円を増額補正します。

2款予備費において、前年度繰越金のうち26万2,000円を増額するもので、補正後の予算額は36万9,000円であります。

次に、議案第82号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は48ページ、49ページ、事項別明細書は39ページをお開き願います。

補正前の予算額1億105万3,000円に対しまして、今回66万4,000円を増額し、補正後の予算総額を1億171万7,000円とするものであります。

歳入歳出です。



40ページをお開き願います。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金44万3,000円を増額し、3款1項1目1節繰越金の前年度繰越金22万1,000円を増額補正するものであります。

歳出においては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費44万3,000円を増額し、大型、きんぴらを切る機械です、1台を購入するものであります。大型きんぴら切り機、このゴボウを入れてつくる機械、何か前に異物が入ったこの機械を新しくしたということであります。

3款1項1目予備費は、繰越金と同額の22万1,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は50ページ、51ページ、事項別明細書は41ページをお開き願います。

補正前の予算額3,850万5,000円に対しまして、今回8万6,000円を増額し、補正後の予算総額3,859万1,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の42ページをお開き願います。

3款繰越金、前年度繰越金は8万6,000円の増額です。

歳出においては、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金で6万2,000円を一般会計に繰り出しし、4款1項1目予備費において2万4,000円を増額補正するものであります。

以上で議案第74号から第83号までの10議案の補正予算の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

◎議案第84号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第30、議案第84号 工事請負契約の変更について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第84号 工事請負契約の変更についてのご説明を申し上げます。

議案書の52ページをお開き願います。

鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事を平成29年12月15日に藤田建設工業株式会社代表取締役社長内藤勇雄氏と請負契約をしたところではありますが、この工事について、当初計画であった住宅敷地の外構工事で、駐車場が当初敷砂利であったのをアスファルトの舗装に変更するなど、工種の変更を行うための請負契約額7,506万円を350万7,840円を増額し、合わせて7,856万7,840円に変更して契約するものであります。

以上で議案第84号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

---

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 日程第31、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は、鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に議員を派遣しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおりとし、派遣することに決定いたしました。

なお、この際、お諮りをいたします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

---

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

14日、18日、19日は両常任委員会の議案調査をお願いいたします。

19日午前は現地調査を予定しております。

20日は午前10時から本会議を開きます。

なお、15日、16日、17日は休会といたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時21分)

第 5 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成30年第5回鮫川村議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成30年9月20日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第62号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第65号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第66号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第67号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第68号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第69号 平成29年度鮫川村集体落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第70号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第71号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定について  
質疑・討論・採決
- 日程第12 議案第72号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定  
について  
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて  
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）  
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第75号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第2号）  
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第76号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算  
（第1号）  
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第77号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第78号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）  
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第79号 平成30年度鮫川村集体排水事業特別会計補正予算（第1号）  
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第80号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）  
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第81号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）  
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第82号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）

質疑・討論・採決

日程第23 議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

質疑・討論・採決

日程第24 議案第84号 工事請負契約の変更について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）

質疑・討論・採決

日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

日程第26 議会政策提言検討特別委員会の閉会中の継続審査申し出について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第85号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由説明・採決

追加日程第2 議案第86号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由説明・採決

追加日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由説明・採決

---

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	石 井 哲 君
住 民 福 祉 課	鏑 木 重 正 君	農 林 商 工 農 業 委 員 會 長	渡 邊 敬 君
地 域 整 備 課	鈴 木 守 弘 君	農 林 商 工 農 業 委 員 會 長	齊 藤 利 己 君
代 監 査 委 員 表 長	根 本 一 美 君	教 育 課 長	鈴 木 節 子 君
		會 管 理 者 兼 計 兼 長	

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 會 長	古 舘 甚 子	書 記	矢 吹 かおり
-------------	---------	-----	---------



---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎議案第61号～議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例から日程第3、議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号 鮫川村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第64号～議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第4、議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号 平成29年度鮫川村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算

認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第67号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第68号 平成29年度鮫川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第69号 平成29年度鮫川村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第70号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第71号 平成29年度鮫川村交流施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第72号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号～議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）から日程第23、議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成30年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第1号）を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成30年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成30年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第81号 平成30年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第82号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第83号 平成30年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第24、議案第84号 工事請負契約の変更について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

討論なしと認めます。

これから議案第84号 工事請負契約の変更について（鮫川村定住促進住宅水口住宅建設工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 日程第25、議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎議会政策提言検討特別委員会の閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 日程第26、議会政策提言検討特別委員会の閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

議会政策提言検討特別委員会委員長、北條利雄君から、政策提言の検証評価について、鮫川村議会会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会政策提言検討特別委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時18分）

---

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時19分）

---

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第85号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第86号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2議案と、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3とし議題とすることにご異議ござい



ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第3とし議題とすることに決定をいたしました。

---

◎議案第85号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第85号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、提案させていただきました議案第85号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任についてのご説明を申し上げます。

ただいま提案させていただきました2名の委員の方ではありますが、鮫川村固定資産審査委員会は3名の皆様によって運営をされております。

いずれも9月30日で2名の方が任期満了となるということで、まず1名の鮫川村大字富田字二反田にお住まいの大平忠一さん、3期目が満了となりました。4期目を引き続きお願いさせていただきたいということでもあります。

次に、大字赤坂西野字蕨平にお住まいの藤元健次郎さん、この方は2期6年間お世話になりましたが、新たに3期目、10月1日よりお願いしたいということでもあります。

いずれもご両名の方にはご就任のご承諾をいただいておりますので、皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第85号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第86号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、議案第86号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第86号 鮫川村教育委員会委員の任命についての同意を求めることについての説明をさせていただきます。

鮫川村の教育委員会の委員さん方は、3名の方で委員会を運営させていただいております。前任者の青戸義之氏が、平成21年4月から9年6カ月間委員としてご活躍をいただきましたが、10月31日をもって辞任したいという申し出がありました。

この後任者として選ばせていただいたのが、大字渡瀬字下の菊地吉雄さんであります。皆さんもご承知のとおりであります。長く建設会社に勤務をされ、後には、勤務中でありましたが、平成6年度には渡瀬小のPTA会長、7年度には鮫中のPTAの会計などを務められていた識見ともに豊かな人です。11月1日より鮫川村の教育委員会委員としてご活躍をいただきたいということで、ご承認いただきますようご説明を申し上げ、ご同意をいただきたい説明にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第86号 鮫川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきましての意見を求めることについての説明をさせていただきます。

鮫川村の人権擁護委員は3名の方にご活躍をいただいております。そのうちの1人の方が3期9年間をもって辞任届を出されました。31年1月1日より3年間、次の方を人権擁護委員としてお願いしたく、皆様の意見を求めることでもあります。

鮫川村大字赤坂中野字道少田にお住まいの鈴木恵美子さんであります。皆さんご承知のとおりであります。村職員として40年間勤務をいただきました。こどもセンターの次長、そして保育園の副園長としてご活躍をされた鈴木恵美子様であります。人権擁護委員としてふさわしい方ということでご推薦をさせていただきました。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、鈴木恵美子さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見とし答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第5回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦勞さまでした。

(午前10時32分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成30年9月20日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 前 田 雅 秀

署 名 議 員 関 根 政 雄